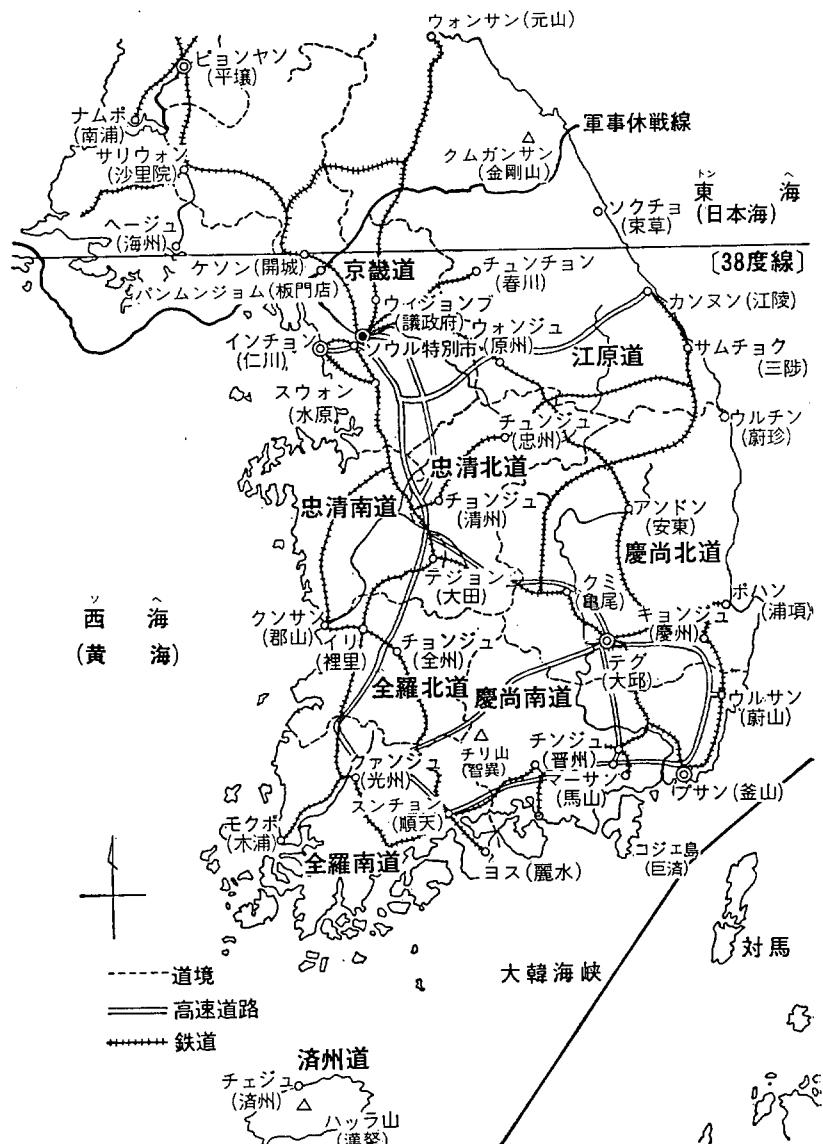


大韓民国

大韓民国
 面積 9万9314km²(1992年12月31日現在)
 人口 4405万人(1993年央現在、推定総人口)
 首都 ソウル
 言語 韓国語(朝鮮語)
 宗教 キリスト教(プロテスチント、カトリック)、仏教、儒教
 政体 共和制
 元首 金泳三大統領
 通貨 ウォン(1米ドル=802.67ウォン、1993年平均)
 会計年度 历年に同じ



1993年の韓国

金泳三政権の発足

いし さき な お
石 崎 菜 生

1993年2月25日、金泳三が大統領に就任した。61年の5・16軍事クーデタ以来、32年ぶりに登場した文民出身の大統領である。政権発足後、金大統領は矢継ぎ早に改革措置を実施した。文民政権であることを強調して軍と情報機関の政治介入を制限し、過去の清算に努めた。財産公開をはじめとする不正摘発の対象は、行政府、国会、司法府、地方自治体、軍などきわめて広範囲にわたり、大規模な権力交代の年となった。

経済面での改革措置のうち、特筆すべきは金融実名制（架空ないし他人名義による金融取引の禁止）と「新経済」計画の実施である。マクロ経済面では、上半期は政権交代により先行きが不透明になったため設備投資が鈍化したが、金融と建設規制の緩和によって下半期は投資が回復し、景気が好転した。

金大統領は盧前大統領の北方外交が内実に乏しいと批判されたことを考慮して、アメリカと日本の両国を重視する姿勢を示した。朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」と略す）との直接対話は金泳三政権の宥和的な姿勢にもかかわらず中断し、進展がなかった。

政 治

●金大中、鄭周永の政界引退 1992年12月の大統領選挙では、民自党の金泳三候補が勝利した。87年の大統領選挙の際のように敗北した候補が選挙の無効を宣言するといったことはなく、93年初、対立候補であった民主党の金大中と国民党の鄭周永は相次いで政界を去った。

1月、鄭周永国民党代表最高委員は、選挙直前に行なった新韓国党との統合を無効にすると宣言した。さらに、先に統合宣言を発表した際、李鍾贊新韓国党代表に50億^{2*}を渡したと発言し、これを否定する李鍾贊との溝は深まった。1992年の結成当

初から国民党をともに率いてきた金東吉は鄭周永の発言に反発し、最高委員のポストを辞任する意思を示した。こうした混乱の中、選挙に出馬したことが金泳三の怒りを買って、新政権が「現代」グループへの風当たりを強めることを恐れた鄭周永は、国民党代表最高委員を辞任した上で離党し、さらに国会議員を辞して、政界を引退した。金東吉が代表最高委員のポストを継いだものの、離党者が相次ぎ、国民党は2月に院内交渉団体資格を失った。

こうして国会で院内交渉団体資格をもつ野党は民主党1党となたが、その力を發揮できる状況にはなかった。カリスマ的リーダーであった金大中民主党代表最高委員は大統領選挙の直後に政界引退の意思を明らかにし、1993年1月、ケンブリッジ大学で短期間の研究生活を送るためイギリスに出国した。金大中の後を継いだのは李基澤で、3月の党大会において代表最高委員に選出された。しかし、1次投票では得票数が過半数に達せず、2次投票でかろうじて53%の支持を得ての当選であり、党内基盤の弱さを露呈した。党内の結束を図るために、民主党はこの大会で最高委員8人を選出し、集団指導体制を敷いた。

●金泳三政権の発足 2月25日、金泳三が大統領に就任した。これに先立ち大統領府、内閣、国家安全企画部（以下「安企部」と略す）などの新人事が発表された。

大統領秘書室長に任命されたのは朴寛用議員である。行政経験は乏しく、野党政治家として長く活動してきた人物である。新民党の結成、統一民主党の結成、1990年の三党合同など、節目のたびに金泳三を助けた実績があり、大統領選挙の際は民自党広報委員長をつとめた。

國務総理に決まった黃寅性議員（民自党政策委員長）は軍人出身だが、経済通として知られ、朴正熙

政権から盧泰愚政権に至るまで政・官・軍の要職を歴任した実務家である。全羅北道の出身であることも抜きの一因だが、その基盤は一貫して政権側にあり、無難な人選と評された。

閣僚の顔ぶれをみると、文民政権初の組閣らしく、主として旧野党政治家、学者、旧反体制派知識人から構成されており、官僚出身者が減った。女性が、これまでその指定席であった政務第2長官のほか、環境処と保健社会部という実務部署の長官に起用されたことも話題をよんだ。軍出身者が減り、黄寅性総理以下4人にとどまった。政府と与党を結ぶ政務第1長官のポストには、金大統領の腹心の一人である金徳龍が就いた。権寧海国防部長官は陸軍士官学校(陸士)出身だが、人脈の上では旧政権下で権力の中核にあったTKグループ(大邱・慶北高校出身者の派閥)にもハナ会(陸士出身者で構成され、全斗煥元大統領の支援を受けて軍内で一大勢力となった派閥。盧前大統領もその一員)にも属していない。

シビリアン・コントロールの強化という意味で重要なのは、安企部長と大統領警護室長のポストに初めて文民が起用されたことである。また、対外政策を担当する韓完相統一院長官、韓昇洲外務部長官、鄭鍾旭大統領府外交安保首席秘書官、金惠安企部長の4人はいずれも学者出身である。

監査院長に決まったのは硬骨漢として知られる李會昌大法官(日本の最高裁判事にあたる)である。法曹界で長く活躍した人物で、大統領選挙の際は中央選挙管理委員長を務めた。監査院は1993年を通じて不正の摘発にあたった大統領直属の機関である。92年の大統領選挙において、民自党は大統領直属の機関として不正防止委員会を設けるという公約を発表していた。しかし、4月に監査院の諮問機構として不正腐敗防止対策委員会が設置され、権限が監査院に集中した。88年に全斗煥政権の不正摘発を実施したのが国会の特別委員会であったのとは異なり、金大統領の強いイニシアチブを反映している。

金大統領の就任後、動力資源部と商工部を商工資源部に、体育青少年部と文化部を文化体育部に統合するなど、組織の簡素化が行なわれた。3月24日には情報機関である安企部の機構を改編することが発表された。国内部署1局を廃止し、各市・道の支部の傘下にあった全国22カ所の出張所のうち

6カ所を除いて閉鎖するというものである。これまで問題となっていた情報機関の内政への介入を減らし、海外の情報収集に重点を移すことを狙った措置である。

●改革の開始と財産公開の波紋 金大統領は就任演説で「新韓国の創造」を強調し、そのためには「韓国病」の治癒が必要であると說いた。「韓国病」とは、無秩序と権威の崩壊、不正・腐敗と不労所得の存在、経済規律の喪失、法秩序の混乱などを指す。改革の課題としては不正腐敗の根絶、経済の活性化、国家の綱紀肅正の三つをあげた。演説には「上からの改革が始まるでしょう」という一節が挿入されたが、これは金大統領自身が率先して改革に取り組む姿勢を示したものと考えられる。盧前大統領が政策の上では民主化を進めたものの、その権力基盤を全斗煥から受け継いでおり、世論の要求に押されつつ前政権の不正摘発を行なったのとは対照的である。

金大統領はこのような改革の構想を早くから練っていたようである。1992年5月に民自党の党大会で大統領候補に指名されたあと、金泳三は韓国問題研究所の研究チームに就任後の政策方向について青写真を作るよう指示した(金泳三著、姜尚求訳『新韓国の創造』東洋経済新報社 1994年)。歴史に残る大統領になりたいという金泳三の希望に沿って検討した結果、研究チームは金泳三が「改革を成就した大統領」として記録されるべきだという結論を出した。安定志向層の票を確保するため、この改革構想は選挙期間中には公表されなかった。

改革の皮切りとなったのは政治家と高級官僚の財産公開である。2月に金泳三大統領が家族を含めて財産を公開し、3月に國務総理と監査院長、民自党議員および党員が、4月に国民党と民主党の議員および党員が財産を公開した。

財産公開の結果、問題のあった政治家が次々に表舞台から去った。俞學聖前国会議員に始まり、朴浚圭国会議長、国会議長を歴任した金在淳議員へと続いた。不動産投機の嫌疑を受けた朴浚圭は、初め離党して民自党指導部の辞任勧告をふりきったが、結局外遊中に議員を辞職した。朴正熙政権で共和党議長、盧泰愚政権では民政党代表委員を務めるなど、20年以上も政界の要職にあった人物で

ある。

不正摘発の余波は、発足後まもない政権の足元にも及んだ。法務部、建設部、保健社会部の3部署長官とソウル市長が更迭されたのである。さらに、金大統領の腹心である崔炯佑が民自党事務総長となった直後、息子の不正入学の責任をとって辞任した。このことは、大統領自身も「苦痛の分担」をする覚悟であることを強く印象づけた。

こうした不正の摘発は、多くの国民の喝采をあげた。政権発足の1カ月後に韓国ギャラップ研究所が実施した世論調査において、金泳三大統領がその職務を「よくやっている」と答えた人が70.9%に達し、「よくやっていない」という評価は7%にとどまった（『朝鮮日報』1993年3月25日）。70%の支持率は、歴代大統領と比べて異常に高い数字である。

しかし、財産公開の強制は違憲であるという声が一部に出たため、法的根拠を与える措置がとられた。国会で公職者倫理法改正案が審議され、6月、政治関係法審議特別委員会において満場一致で通過した。民自党はこれを「金泳三大統領の改革立法1号」と位置づけ、実施に意欲を示した。法案の発効とともに財産登録が実施され、結果は9月に一括して公開された。公開の対象はきわめて広範囲にわたり、1級以上の高位公職者と国営企業常勤役員の1167人であった。内訳は、行政府709人、立法院325人、司法府103人、憲法裁判所11人、中央選挙管理委員会19人である。

●不正摘発と権力交代 4月からマスコミをにぎわすようになった同和銀行の秘密資金事件の余波で、李源祚議員が辞職に追い込まれ、金鍾仁議員が収賄容疑で逮捕された。李源祚は盧泰愚、全斗煥の両政権の政治資金の調達に尽力した人物で、金鍾仁は盧政権下で経済首席秘書官、保健社会部長官をつとめた。

最も人目を引いたのは、TKグループに属し、1992年に国民党に入党していた朴哲彦議員の去就であろう。5月にスロットマシーン業者から賄賂を受け取った容疑で逮捕され、実刑判決を受けた。盧泰愚政権下で北方外交を精力的に進め、「政界のプリンス」といわれた朴哲彦の失脚は、大きな衝撃を与えた。同じくTKグループの朴泰俊前民自党最高委員も浦項製鉄の税務調査で巨額の追徴金を

要求され、政界を追われた。

権力交代の波は司法府にもおよび、大法院長と警察庁長官が更迭された。とりわけ9月、朴鍾詰検事総長が辞職に追い込まれたことは、TKグループ出身で不正腐敗の摘発に消極的であったことが災いしたと見られている。これを契機に検察庁では下位レベルまで大幅な人事異動が行なわれた。

●軍に対する改革措置 長い文民統治の伝統があり、儒教の価値観が根強く生きている韓国において、文民政権であることは政権の正統性を高める。そのため金大統領は32年ぶりの文民政権であることを強調し、大幅な人事異動を通してシビリアン・コントロールの徹底を図った。特に、これまで軍の中核にあり、政治に大きな影響力をもっていたハナ会と9·9人脈（盧前大統領が勤務した第9師団と空輸第9旅団出身の腹心メンバー）の両派閥の勢力を弱めることに努めた。

まず3月4日、金振永陸軍参謀総長と徐完秀国軍機務司令官を現職から転出させた。4月2日には首都防衛司令官および特戦司令官、8日に野戦軍司令官を含む陸軍隊長3名の人事異動を行なった。5月24日には李弼燮合同参謀議長、金鎮淵第2軍司令官、安秉浩第2軍副司令官を予備役に編入し、金鐵宇海軍参謀総長の辞表を受理した。5月の人事は、後述するように政府が12·12肅軍クーデタ（1979年10月に朴正熙が暗殺された後、全斗煥が同年12月、当時陸軍参謀総長であった鄭昇和らを暗殺に関わったとして逮捕した事件）を「下剋上のクーデタ事件」と規定したため、関与した軍人を更迭したものである。

軍の不正摘発についていえば、監査院がこれまで非公開であった軍備近代化計画の「栗谷事業」にメスを入れたことが注目に値する。これは、1974年に当時の朴正熙大統領が自主国防のスローガンを掲げて始めた事業で、92年まで総額28兆ウォンの予算をつぎこんで実施された。4月27日から6月19日まで行なわれた特別監査の過程で収賄嫌疑を受けたのは李相薰、李鍾九、崔世昌の前国防長官3名や前任の陸海空軍参謀総長、金宗輝前大統領外交安保首席秘書官などである。監査院には捜査権がないため出国禁止を命令するにとどまり、関係者の召喚と捜査は大検察庁（日本の最高検察庁

に相当)が行なった。

「栗谷事業」の中でもとくに問題となったのは、1991年、次期戦闘機の購入にあたって機種をF18からF16に変更したことである。9月7日に発表された監査結果では、金宗輝大統領外交安保首席秘書官が盧前大統領の意を受けて機種を変更した過程に疑惑を招く点があったことが明らかになった。しかし、危惧されていたような盧前大統領の告発には至らなかった。金大統領が監査の行き過ぎを憂慮し、前職大統領に対する検査を自肅するよう働きかけたためと考えられる。

○歴史の再評価 金大統領が行なった歴史の再評価は、その政治スタイルをよく示している。過去の清算それ自体は政権交代のたびに繰り返されており、とくに目新しいものではない。金大統領の特徴は、朴正熙時代を含めて1948年の大韓民国成立以来の歴史を全面的に見直そうとしたことにある。

まず、1960年の4・19学生運動を「偉大な革命」と呼び、歴代大統領の中で初めてその犠牲者の墓所を参拝した。また光州事件に関連した談話では、現在の文民政権が80年5月の光州事件と87年の六月抗争を通じて樹立されたと述べた(「参考資料」④を参照)。朴正熙暗殺の契機となった79年の釜山・馬山事件についても民主化運動として評価すべきだと発言している。かつての反政府運動を正当化する主張は、金大統領が野党政治家として長く活動していた経歴を反映している。ただし、光州事件の真相究明と責任者の処罰は行なわなかった。

5月13日には、大統領府が1979年の12・12肅軍クーデタを「下剋上によるクーデタ的な事件」とした規定を発表した。黄寅性国務総理が国会で12・12肅軍クーデタについて「違法な状況ではないと思う」と答弁したことが波紋を呼んで、民主党が総理の解任を要求し、黄総理が謝罪する事態にまで発展したことが契機となった。

一方、1992年に国交を正常化した中国から上海臨時政府要人の遺骸が返還された。8月5日、朴殷植、申圭植、盧伯麟、金仁全、安泰國という臨時政府要人5名の遺骸が国立墓地の靈廟奉安館に安置された。金大統領はその際に発表した特別談

話の中で、「新政府は上海臨時政府の文民的な伝統を受け継いでいる」と述べた。文民政権家ではあるが批判の多い李承晩や張勉に正当性の根拠を求めるることは難しく、あえて建国以前の反日・独立運動指導者をもちだしたと考えられる。

8月9日、金大統領は現在国立中央博物館として使われている旧朝鮮総督府の建物(旧中央庁)を撤去するよう指示した。これはまだ実施されていない。また大統領府内にある旧総督官邸を撤去するようにという指示が11日に出され、すでに実施に移された。金大統領が未来志向的な対日関係の構築にあたり、国内の保守派に一定の配慮をしたこと反映している(「対外関係」を参照)。

○国会議員補欠選挙の実施 1993年には、国会議員補欠選挙が3回実施された。不正摘発にともない国会議員の辞職が相次いだためである。1回目は4月23日、釜山市の東英甲および沙下、京幾道光明の3選挙区で選挙が行なわれた。金大統領人気の余勢をかって、3区とも民自党候補が当選した。なお、釜山市は金大統領の地盤である。2回目は6月11日、江原道の3区で選挙があった。このうち2区で民自党候補、他の1区では民主党候補が当選した。

3回目は8月12日、2区で選挙が行なわれた。江原道春川では民自党の候補が当選したが、大邱東乙では民自党候補の金潤煥が無所属候補に大敗した。金潤煥は旧民政党系の大物政治家で、金泳三が民自党大統領候補になるのに貢献した人物であり、その落選は民自党に大きな衝撃を与えた。TKグループの多くの政治家が不正摘発のターゲットとなり、その地盤である大邱の選挙民の反発を招いたことが背景にある。

○年末の国会 12月は、ウルグアイ・ラウンド交渉の影響を受けて政局が混乱した(「経済」の項を参照)。コメ市場開放に反対する農民、社会団体、学生の集会やデモが盛り上がり、金大統領自身がコメ市場開放を阻止できなかったことを国民に謝罪する事態となった。国会も空転し、1994年度予算案が法定期限を過ぎてやっと通過するほどであった。そうした中で、いくつか重要な法案が成立した。

12月1日、国会で政党法改正案が通過した。改正案では、政党設立に必要な法定地区党数を現行の国会議員地域選挙区の5分の1(48)以上から10分の1(24)以上に減らして設立要件を緩和し、マスコミ関係者や大学の総長・副総長・学長・教授などの政党加入を認めた。また同日、捜査官や情報機関員が韓国人同士の電話の盗聴や郵便物の検閲をする場合、裁判官の令状発布を受けることを義務づけた通信機密保護法も通過した。

一方、7日の国会では安企部法の改正案が通過した。13年ぶりの改正である。国会内に安企部に対する統制権をもつ情報委員会を設置し、これまで安企部が自由に使って了一般予備費を審査できるようにした。また、関係機関対策会議と呼ばれてきた「情報調整協議会」を廃止し、政府の各部署に対する安企部の保安監査権をなくした。

●12月の人事異動 コメ市場開放問題の余波で12月に内閣改造があり、14部署長官が交代した。黄寅性国務総理が更迭され、後任に不正摘發の功績を買われた李會昌監査院長が就いた。李經植副総理兼経済企画院長官も更迭され、朴正熙政権の成長路線を支えた丁誠錫交通部長官が後を継いだ。韓完相統一院長官の後任は、1985年に南北赤十字会談の韓国側首席代表を務めるなど、北朝鮮通として知られる李榮徳である。最初の組閣が素人集団と批判されたことに配慮した実務家重視の人選であった。

金泳三大統領の直系である旧民主党系の大物政治家が要所を押されたことは注目に値する。まず大統領の側近中の側近である崔炯佑民自党議員が内務部長官に就任したが、これは1995年の地方自治体選挙を念頭においた人事と評された。同じく旧民主党系の徐清源民自党議員が政務第1長官、金佑錫土地開発公社社長が建設部長官に就任した。その一方で旧民政党系の南載熙前民自党議員を労働部長官、徐相穆民自党議員を保健社会部長官として入閣させ、民自党内で不満を強めていた旧民政党系の党員にも配慮した。また、「栗谷事業」に実弟が関与していたことに関連して更迭された權寧海国防部長官の後任としてハナ会出身の李柄台報勲処長官を起用したことは、軍内の不満を抑えるためと考えられる。

大統領府の一部首席秘書官も交代した。注目に値するのは、金泳三の側近として知られる李源宗公報処次官を政務首席秘書官に起用したことである。崔炯佑の場合と同じく、金泳三大統領の親政体制を強化する目的がある。新設された農林水産首席秘書官には、ウルグアイ・ラウンドに詳しい崔洋夫農村経済研究院副院長を起用した。

民自党の党職改編においては、民自党事務総長に旧民主党系の文正秀議員が、院内総務、政策委員会議長、スポーツマンの3ポストに旧民政党系の人物が就任した。院内総務であった金容泰とスポーツマンであった姜在渉の更迭により、TKグループが役職から排除された。

経済 ■ ■ ■

●マクロ経済情勢 1994年3月25日の韓国銀行の発表によれば、93年の実質GNP成長率は5.6%であった。上半期は92年に引き続き成長率が伸び悩んでいたが、下半期には景気が回復した。上半期の不振は設備投資の低迷のためである。政権交代にともない政府がどのような経済政策をとるのか予想しにくくなり、企業の投資マインドが冷えこんだのである。下半期は設備投資の回復に牽引され、成長率が上向いた。

1993年の消費者物価上昇率は4.8%、生産者物価上昇率は1.5%にとどまり、懸念されていたインフレはひとまず収まった。社債流通利回りや通貨安定証券流通利回り、コール市場金利などの市中金利は、金融緩和と投資の伸び悩みにもかかわらず6月から9月にかけて上昇し、その後低下する趨勢を示した。この動きは後述する金融実名制の導入と関わっている。一方、株式市場は活況を呈した。

通関ベースでみた1993年の輸出の伸び率は7.3%と、92年の6.6%よりやや上向き、輸入の伸び率は2.5%と92年の0.3%よりは上昇したが、低水準にとどまっていた。輸出の伸びは、中国の好況による対中輸出の伸びや円高といった外的要因によるところが大きい。品目別にみると、自動車、一般機械、鉄鋼、VTR、半導体、通信機器など重工業・ハイテク製品の輸出が増えた。また、造船の輸出額は92年よりは減ったものの、日本を抜いて世界第1位になった。他方で履き物と玩具の輸出は減少趨

1993年四半期別経済動向指数

(%)

	1992 (通年)	1993 (第1四半期)	1993 (第2四半期)	1993 (第3四半期)	1993 (第4四半期)	1993 (通年)
実質GNP成長率	5.0	3.9	4.8	6.8	6.4	5.6
民間消費増加率	6.6	5.6	5.2	5.9	6.2	5.7
政府消費増加率	7.6	4.6	4.3	1.3	1.7	2.9
固定投資増加率	-0.8	-5.9	1.1	8.1	10.0	3.6
(設備)	-1.1	-11.8	-1.1	5.0	9.4	0.2
(建設)	-0.6	-1.1	2.6	10.1	10.4	5.8
実質GDP成長率	5.1	4.0	4.7	6.7	6.4	5.5
輸出増加率 (FOB, 通関ベース)	6.6	7.2	5.0	6.5	10.4	7.3
輸入増加率 (CIF, 通関ベース)	0.3	-4.5	1.6	7.4	5.9	2.5
建築許可面積増加率	-10.0	31.3	46.8	21.4	5.6	24.5
通貨供給増加率 (M_2 , 平均残高)	18.4	16.7	18.5	20.3	18.8	18.6
消費者物価上昇率 (期間平均)	6.2	4.6	4.7	4.4	5.5	4.8
対ドル為替レート切り上げ率 (期末)	-3.5	-2.4	-1.7	-2.7	-2.4	-2.4
失業率 (期間平均)	2.4	3.2	2.8	2.6	2.6	2.8

(出所) 韓国銀行『1993年国民計定(暫定)』1994年3月; 韓国銀行『主要経済指標』1994年2月20日, 3月20日。

勢が続き、全般的に軽工業製品の輸出はふるわなかつた。貿易収支の大幅な黒字に牽引され、93年の経常収支は黒字に転じた。

●「新経済5カ年計画」の実施 金大統領は3月19日、テレビで「新経済へ新たな跳躍を」と題する特別談話を発表し、「新経済5カ年計画」(以下「5カ年計画」と略す)と、その最初の100日間を対象とした「新経済100日計画」(以下「100日計画」と略す)を策定する方針を明らかにした。経済の活性化は大統領選挙の公約であり、大統領の就任演説でも三つの改革課題のうちの一つとしてあげられていた。

3月22日に発表された「100日計画」は、6月末まで実施された。重点課題は景気の活性化、中小企業の構造改善、技術開発の促進、規制緩和、農漁村構造改善事業体系の改編、生活必需品価格の安定、公職者の意識改革の7点である。

景気活性化のため、まず3月26日、これまで二桁を維持していた銀行の貸出金利を9~11.0%にするなど、金利の引き下げが行なわれた。1月26日の公定歩合引き下げに続く措置である。マネー・サプライについては、当初 M_2 増加率を13~17%の範囲内に抑える方針であったのを、実施期間中の第2四半期には15~19%に緩和し、下半期に引き

締める方針を出した。さらに設備投資活性化のための資金供給の拡大と融資方法の改善、中小企業に対する貿易金融の融資単価を輸出1ドル当たり650ウォンから700ウォンに引き上げるなどの措置がとられた。以上のような金融緩和のほか、投資減税、公共事業の早期実施などの財政政策も盛り込まれた。

中小企業の構造改善のための政策としては、金融規制の緩和による資金不足の解消などの短期的な救済策と、販路拡大の支援や大企業との系列化促進などがあげられた。行政規制緩和の対象には、許認可規制、工場立地基準と設立手続き、義務雇用負担制度と職業訓練・労務管理制度、輸出手手続き、金融・証券・為替関連規制、租税・関税納付手続き、土地利用に関する規制、環境関連規制などが含まれる。3月23日に670件の規制緩和計画が確定され、一部は5月から、残りは7月から実施されることになった。一連の措置の狙いは、短期的には景気を活性化し、長期的には「100日計画」終了後の制度改革に向けて布石を打つことにある。

また、インフレ抑制のため1994年末まで公共料金を凍結し、サービス料金を地方自治体首長が管理するようにした。1年間の工業製品価格凍結、住宅価格の安定も盛り込んだ。また、4月2日に発表された実施細目において、20種類の生活必需品価格の1年間の上昇率を1%程度に抑える方針

を明らかにした。

「100日計画」の中には、このほか「苦痛の分担」という項目が設けられている。ポイントは価格競争力の低下を招いた賃金引き上げの抑制にある。公共部門の経費を節約するため1993年度の公務員の賃金引き上げを凍結する方針を明らかにし、一般の労働者には賃上げ要求の自粛を求めた。これを受けて4月1日、労使代表は自主的に、93年の賃金上昇率を4.7~8.9%（平均賃金ベース）の範囲内に抑えるというガイドラインを決めた。このため当初は労使関係が円滑に進むであろうと予想されていた。

しかし6月5日、現代精工蔚山工場の労組がストを起こした。これを皮切りに、現代自動車、現代総合木材、現代重装備、現代重電機、韓国フレンジ、現代鋼管など、現代グループ系列企業の間に賃金交渉や団体交渉をめぐって労使紛争が広がり、グループ全体の連帶争議にまで発展した。争議は長引き、解決したのは8月であった。

「100日計画」は「5カ年計画」の一部である。「5カ年計画」における年度別の重点課題は以下のとおりである。初めの100日間は景気の活性化と行政規制の緩和に力を入れる。1993年の下半期は金融・財政改革など国内部門の制度改革を本格化する。94年は国内部門の改革を完成させ、対外部門の改革に着手し、95年は対外部門の制度改革を本格化する。96年は制度改革の不備な点を補完しつつ福祉の充実に重点を移し、97年は「新経済」の目標を達成する年にする。

「5カ年計画」の内容は7月2日に発表された。マクロ指標の目標値は1993年から98年まで年平均の実質GNP成長率を6.9%としており、1人当たりGNPは98年に1万4076ドルに増やし、消費者物価上昇率は年平均3.7%に抑えるとしている（詳細は「主要統計」第20表を参照）。

「5カ年計画」には、財政・金融・税制など各分野の制度改革、行政規制の緩和に関する施策が盛り込まれ、経済意識の改革がうたわれている。重点課題は、成長潜在力の強化、国際市場基盤の拡充、国民の生活条件の改善においている。

◎金融実名制の実施 8月12日、金大統領は「金融実名取引および秘密保障に関する大統領緊急命

令」を出し、金融実名制の即時導入を明らかにした。金融実名制とは、金融取引において架空名義や他人名義の使用を禁止する制度である。緊急命令は19日、国会で承認された。

選挙公約であった金融実名制が実施されることは、早くから予測されていた。資金事情に余裕のある大企業は、緊急命令の前から預金を引き出して備えていたといわれる。「100日計画」の実施にともなう金融緩和にもかかわらず市中金利が6月から9月にかけて上昇したのはそのためと考えられる。しかし、時期や内容は直前まで秘密にされており、緊急命令は大きな波紋を呼んだ。

このような政策が出された背景には、韓国のGNPの2~3割を占めるといわれるアングラマネーの存在がある。これが中央銀行の通貨管理能力を低め、課税の公平を阻み、ヤミの政治資金の温床となるという弊害をもたらしてきた。金融実名制はその解消を狙っており、政治面での不正摘発と軌を一にしているといえよう。

今回の措置では、銀行、証券会社、保険会社など、あらゆる金融機関との取引において住民登録票や企業の事業者登録証の名義の使用を義務づけている。実名への転換の猶予期間は2カ月である。猶予期間をすぎて転換する場合、預金残高の10%が課徴金として付加される。利子所得に対しては96.75%の高い税率が適用される。また、実名への転換がさらに遅れると、課徴金は毎年10%ずつ追加される（詳細は「参考資料」[6]を参照）。

金融実名制の実施直後、株価が急落した。しかし、金大統領が任期中はキャピタルゲイン課税を行わないことを強調したため、すぐに回復した。資金が銀行預金から株式の購入に流れることも株価の上昇を促した。金融実名制の影響を大きく受けるのは、大企業より中小企業である。制度金融へのアクセスが難しく、アングラマネーの温床である私債市場への依存度が高いためである。対策として韓国銀行は中小企業への融資を増やしたが、手形不渡り率はやや上昇した。このほか資金が不動産投機や海外に流れる可能性があったため、政府は監視を強化した。

1993年末現在、架空名義の預金のうち実名に転換された預金は56万7200口座、2兆7676億[†]で、実名転換率は口座数で90%、金額で97.6%であった（数

字は『韓国経済新聞』1994年2月13日による)。他人名義の預金のうち実名に転換された金額は3兆4822億ウォンだが、総額が確認できないため実名転換率は不明である。他人名義の口座については実名かどうかを確認することが難しい。さらに、二度にわたる補完対策を通じて資金の出所調査が緩和されたため、金融実名制が与えた影響は当初予想されたより小さかった。

◎自由化・国際化の進展 1993年には企業の自由な経済活動を奨励すべく、さまざまな規制緩和が行なわれた。まず、これまで工場の立地が禁止されていたグリーンベルトと呼ばれる農地や山林における地目の転換規制や工場用地の基準容積率を緩和するなど、建設部門の規制緩和があった。また、11月1日には第2段階の金利自由化が施行された。対象となったのは2年以上の長期の預金金利と政策金利を除く貸出金利で、貸出金利はこれによってほぼ完全に自由化されることになる。

また、問題となっていた財閥対策について、商工資源部は10月27日、主力業種制を導入し、1994年1月から施行する方針を明らかにした。対象を資産総額基準の30大企業グループに限り、上位10大グループは三つ、11位以下は二つずつ主力業種を選定できるようにした。

対外的な開放のため、財務部は6月29日、「3段階の金融自律化および市場開放計画(ブループリント)」を発表した。外為自由化のための措置として、10月から銀行間の為替レートの1日の変動幅を現在の±0.8%から±1.0%に拡大し、早ければ1996年ごろに先進国型の自由変動為替相場制度を導入するとしている。ウォンの自由化のため、計画にしたがって10月には1件10万ドル以下の輸出入取引のウォン決済が認められ、非居住者の自由ウォン勘定が創設された。資本自由化のための措置としては、外国人投資の予示制を7月から施行すること、機関投資家の海外証券投資限度を10月から拡大することが盛り込まれた。

一方、年末にウルグアイ・ラウンドが大詰めを迎える中で、コメを含む農産物の輸入阻止はきわめて難しい情勢となっていた。これに対する国内世論の反発は激しく、大規模な反対デモが行なわれ、12月9日に金大統領が謝罪するほどの騒ぎとなっ

た。ウルグアイ・ラウンド最終議定書が採択される前日の12月14日、韓国政府はコメ市場開放問題を含め、豚肉など15の基礎農産物に関するアメリカとの二国間交渉が同日までに妥結したことを明らかにした。合意内容のうちコメ市場開放に関する部分の要点は、関税化猶予期間を1995年から10年間とし、この間の最低輸入量(ミニマム・アクセス)を当初は国内消費量の1%とし、4%まで段階的に引き上げることである。日本よりも長い関税化猶予期間と少ない最低輸入量で妥結したのは、経済力が劣り、農業に占めるコメの比率が高いことを考慮してほしいという韓国政府の主張が通ったためである。

対外関係

◎中断した北朝鮮との直接対話 1993年、北朝鮮との関係は膠着状態が続いた。92年前半には首相レベルの南北高位級会談が3回も開かれて和解ムードが盛り上がっていたが、12月に予定されていた会談の実施が見送られて以来、93年は一度も高位級会談が開催されなかった。韓米両国は1月に92年中は中断されていたチームスピリットの再開を発表し、実施した。しかし、発足したばかりの金泳三政権は北朝鮮に対して宥和的な姿勢をとっており、南北朝鮮の直接対話を積極的に進めようとしていた。対話が中断した原因は、主として北朝鮮の外交姿勢にあったと考えられる。

金大統領は就任演説において、南北首脳会談の開催を提案した。また、演説に挿入された「どの同盟国も民族に勝ることはできません。どのような理念やどのような思想も民族より大きな幸福をもたらすことはできません。」という一節は、民族至上主義的な統一観を示している。これには統一院長官に起用された韓完相の意向がはらうといわれている。韓完相は前職がソウル大の社会学教授で、民族至上主義的な統一観と反体制的な言動で知られている。北朝鮮が3月12日、核拡散防止条約(NPT)脱退を宣言して国際社会に大きな波紋を呼んだにもかかわらず、直後の19日に韓国政府が李仁模老人を北朝鮮に送還したことは、韓完相の意向を強く反映した措置であるといわれている。李仁模は元朝鮮人民軍従軍記者で、転向

しなかったため長期間囚人として収監されていた人物である。しかし韓完相統一院長官は、北朝鮮に譲歩しすぎると批判され、12月の内閣改造で更迭された。

発表が待たれていた金泳三政権の統一政策は、7月に明らかになった。「3段階統一方案」がそれである（「参考資料」⑤を参照）。第1段階は「和解と協力」である。1991年12月に調印された「南北間の和解と不可侵および交流・協力に関する合意書」の内容を取り入れたものである。第2段階は、交流と協力を活発化・制度化させる「南北連合」である。最後に第3段階として、一民族一国家による統一を想定している。

こうした韓国側の呼びかけにもかかわらず、北朝鮮は韓国の頭ごしにアメリカや国際機関との交渉を進めた。ブリクスIAEA事務局長が10月、北朝鮮を訪れる前に訪韓したことは、韓国に対する配慮を示しているといえよう。一方、韓国の外務部は、北朝鮮の核問題に関するアメリカ、日本、中国など関係諸国やIAEAとの外交交渉を専門に担当する核問題専任大使を設け、11月16日に金三勲外務長官特別補佐官を任命した。交渉の窓口を外務部に一元化するためである。

●アメリカとの通商摩擦と軍事支援の維持 1月に発足したクリントン政権は、国内の経済再建を重視していた。このため1993年、韓国とアメリカの通商摩擦が深刻になった。コメ市場開放はその代表である（「経済」を参照）。アメリカは知的所有権保護の強化のため、4月、韓国を優先監視対象国（PWL）に指定した。また、アメリカの国際貿易委員会（ITC）は、4月に韓国産の半導体を、6月に鉄鋼をダンピングと判定し、相殺関税をかけることを決定した。牛肉交渉は決裂が続いていたが、6月、スーパーマーケットでの輸入牛肉の販売を認め、93年の輸入クオータを92年よりも50%増やすことで決着がついた。

クリントン大統領は7月に訪韓した。この時、投資、行政手続き、金融などの面での規制緩和と産業技術協力などを話し合う場として韓米経済協力対話機構（DEC）が発足した。

安全保障政策において、クリントン政権は基本的には軍縮を志向していたが、NPT脱退宣言など

にみられる北朝鮮の脅威の高まりが歯止めになり、1993年は韓国への軍事的支援の維持に努めた。チームスピリットを再開し、「東アジア戦略構想」（EASI）に盛り込まれた第2段階の在韓米軍の削減を93年中は留保した。また、9月末までに行なう予定であった板門店共同警備区域（JSA）の警備責任を韓国軍へ移管することを当分の間延期し、警備強化のため米軍兵力を増やすことが決まった。権限移管で進展があったのは、特定の韓国軍部隊に対する平時作戦統制権を韓米連合司令部司令官（アメリカ人）から合同参謀議長（韓国人）に移管する時期が94年12月1日に決まった程度である。

クリントン大統領はまた、金大統領にソマリア派兵への協力を要請した。韓国はソマリアの平和維持活動（PKO）に参加する工兵部隊の本隊192名を送り、国際貢献をアピールした。工兵部隊派遣の背景には、事後の経済建設に参加しようという思惑もあった。しかし金大統領は、韓国内でベトナム戦争参戦に対する反省の機運が高まっていたことに配慮して、戦闘部隊の派遣はしなかった。

●日本重視の外交姿勢 金大統領は、就任前からアメリカと日本の両国を重視する方針を明らかにしていた。盧泰愚政権の北方外交が内実に乏しいとの批判を受けたことに鑑み、韓国外交の基本である両国との関係を再構築することを目指したのである。特に「日本重視」を明確に打ち出したことは注目に値する。

まず3月、金大統領は従軍慰安婦の問題に関して日本に補償を要求しない方針を明らかにした。さらに8月9日、韓国政府は李經植副総理兼経済企画院長官の主宰で開かれた对外協力委員会において、現在258品目以上に上る輸入先多角化品目を5年間で半減し、知的所有権の保護を欧米みなみに適用する方針を決めた。輸入先多角化とは、韓国の商品輸入が日本に偏重しているのを是正するため輸入国を分散させることを狙った制度である。その緩和の狙いは、日本からの直接投資を促進することであると考えられる。

9月、民自党の招待で山花社会党委員長が訪韓した。金大統領は、野党・新民党総裁であった1986年、それまで親北朝鮮的な政策をとってきた社会党の委員長と会って物議をかもしたことがあ

る。山花委員長の訪問についても議論があったが、8月に日本で連立政権が成立して社会党が与党となつたことも幸いし、結局政府でなく民自党の招待ということで落ちついた。

11月には細川首相が慶州を訪問した。6日、金大統領との会談の中で、細川首相は両国の過去の問題について初めて「植民地支配」という表現を用い、創氏改名や従軍慰安婦、徵用など具体的な事例をあげて反省と陳謝を行なった。これまでにない率直な謝罪の表現は、韓国内できわめて好意的に受けとめられた。これに対して金大統領は、従軍慰安婦問題では補償を求めない方針を改めて明らかにした。経済問題について、細川首相は7日の共同会見で、日韓間の貿易のアンバランスを解決するため、1993年6月に合意されたアクション・プログラムに基づいて投資、技術協力を着実に進めることが重要であると発言した。日韓関係について使われ始めた「未来志向」というキャッチフレーズが現実味を帯び始めた会談であった。

◎アジア諸国との外交 脱冷戦時代を迎え、世界各国は実利重視の外交を展開するようになった。1993年、冷戦期に敵対していた国々の指導者が韓国を訪問した。とりわけ5月13日のキエト・ベトナム首相の訪韓は注目に値する。92年末の国交正常化を受けたもので、ベトナム首相の訪韓は初めてである。韓国の東亜建設が中東での建設事業のためベトナム人労働者を雇うなど、両国の経済関係は急速に進展している。

また、ラオ・インド首相が9月9日、金大統領の招きで訪韓した。インド首脳としては初めての訪問である。10日には金大統領と首脳会談を行ない、投資保障協定を締結し、それに向けて実務交渉を開始することに合意した。インドが経済自由化を進め、ASEANやAPECへの参加を目指してこの地域への足場を築こうとしていることが背景にある。

中国の景気がよかつたことを反映して、中韓両国の貿易は1993年上半年、急速に伸びた。5月26

日には錢其琛外相が訪韓し、韓昇洲外相と金大統領と会談した。韓外相は北朝鮮の核問題に対する中国の協力を要請したが、錢外相は言質をとらせらず、政経分離の姿勢を崩さなかった。錢外相が中国の農産物に対する韓国の関税付加に憂慮を示すなど、両国の経済関係の深まりが摩擦をもたらす面があることを示唆する一幕もあった。10月には韓外相が訪中した。

一方、断交した台湾とは、ソウルと台北に民間代表部を設置することで合意し、11月には駐台北韓国代表部を開設した。

このほか、5月中旬に太平洋経済委員会(PBEC)第26回総会がソウルで開催されたのにもない、ラモス・フィリピン大統領やマハティール・マレーシア首相が訪韓し、経済協力をめぐって話し合った。また11月にアメリカで開催されたアジア太平洋経済協力会議(APEC)の非公式首脳会議に金大統領が参加した。対米通商摩擦の深刻化とともにアシア諸国との域内協力は韓国にとって不可欠なものになりつつある。

1994年の展望――

1994年の政局において重要な争点となるのは政治改革関連法案であろう。93年中に国会を通過したのはごく一部で、大統領選挙、国会選挙、地方自治体首長および地方議会選挙を包括した統合選挙法や政治資金法といった法案の成立は持ち越された。

1994年のマクロ経済においては、建設規制の緩和と政府のインフラ建設促進策によって建設投資が伸び、設備投資も回復基調が持続すると予想される。民間消費も回復し、先進国の景気回復によって輸出も好調となろう。インフレの懸念はあるが、93年の5.6%を上回る成長率が期待される。

対外関係においては、北朝鮮の核問題から目を離すことができないだろう。南北対話の進展はあまり期待できない。対日関係においては、金大統領の訪日が注目される。

(動向分析部)

重要日誌 韓国 1993年

[1月] 5日 金東吉国民党最高委員、新韓国党との合党撤回を宣言。

6日 金東吉国民党最高委員、最高委員の辞意を表明。

26日 金大中前民主党代表、英国へ出国。

米韓両国、チームスピリット実施を発表。

[2月] 1日 グエン・マイン・カム・ベトナム外相、訪韓（～5日）。

6日 ソウル地検、鄭周永国民党代表を最高委員起訴。

8日 東北アジア環境協力会議、ソウルで開催（～11日）。

9日 鄭周永、国民党代表最高委員を辞任。

11日 鄭周永、国民党の離党届を提出。

15日 国民党最高委員会議、金東吉最高委員を代表最高委員に選出。金東吉最高委員が代表最高委員への就任を受諾（19日）。

17日 金泳三、大統領府の新人事を発表。

20日 国民党議員7名、離党。国民党、院内交渉団体資格を喪失。

22日 金泳三、新政府の国務総理に黄寅性民自党政策委員長、監査院長に李會昌大法官を内定。

鄭周永、政界引退の意思を表明、東南アジアに出国。

23日 蘆泰愚大統領、退任の記者会見。

鄭周永、議員の辞職届を国会議長に提出。

動力資源部と体育青少年部を廃止することを骨子とした政府組織法改正案、国会を通過。

25日 金泳三、第14代大統領に就任。

26日 金泳三大統領、新政権の組閣内容を発表。

27日 金泳三大統領、自身と直系家族の財産を公開。

[3月] 1日 コール・ドイツ首相、訪韓（～3日）。2日、金泳三大統領と会談。3日、国会で演説。

3日 民自党総裁の金泳三大統領、党三役を更迭。事務総長に崔炯佑議員、政策議長に金宗鎬議員、院内総務に金榮亜議員を任命。

4日 金泳三大統領、金尚哲ソウル市長を更迭。

6日 政府、4万1886人に恩赦を実施。密入北事件で服役中の文益煥牧師など。

8日 金振永陸軍参謀総長、解任。後任に金東鎬。國軍機務司令官も交替。

9日 金泳三大統領、法務・建設・保健社会部の3部署長官を更迭。

ソウル地検、統一民主党の結成妨害に関与した疑いで張世東前企部長を逮捕。

11日 民主党、党大会を開催。代議員の投票により代表最高委員（李基澤に決定）と8名の最高委員を選出。

13日 政府、趙淳韓銀総裁の辞表受理、後任は金明浩。

19日 李仁模、板門店を経て北朝鮮に送還される。

金泳三大統領、テレビで「新経済へ新たな跳躍」と題する特別談話を発表。

22日 政府、「新経済百日計画」を発表。

民自党、党務委員と所属議員161名の財産を公開。

23日 韓昇洲外務部長官、訪米（～30日）。

24日 朴浚圭国会議長、国会議長を辞任。

29日 外務部、元従軍慰安婦の生活支援対策を発表。

31日 韓昇洲外務部長官、訪日（～4月2日）。

[4月] 5日 国民党議員、財産を公開。

6日 民主党の所属議員と党務委員、財産を公開。

8日 監査院、監査院長の諮問機構として不正腐敗防止対策委員会を設置。

14日 金泳三大統領（民自党総裁）、崔炯佑事務総長の辞表を受理、後任に黄明秀議員を任命。

22日 米国際貿易委員会（ITC）、韓国製半導体に対するダンピング最終判定。

23日 釜山市東莱甲、沙下、京畿道光明の3選挙区で国会議員補欠選挙。

27日 監査院、次世代戦闘機事業（KFP）を含む「栗谷事業」全般にわたり特別監査に着手。

国会、朴浚圭前国会議長の辞表を評決、李萬燮民自党議員を後任議長に選出。

[5月] 13日 大統領府、「12・12事態」を「下剋上によるクーデタ的な事件」とする概念規定を発表。

金泳三大統領、「5・18光州民主化運動に關し国民の皆さんに申し上げる話」と題する特別談話を発表。

キエト・ベトナム首相、訪韓（～16日）。

22日 ソウル地検、朴哲彦国民党議員を逮捕。

太平洋経済委員会（PBEC）第26回総会、ソウルで開催（～26日）。24日、金泳三大統領が演説。

23日 PBEC総会出席のためマハティール・マレーシア首相が訪韓。24日、金泳三大統領と会談。

ラモス・フィリピン大統領、訪韓（～26日）。25日、金泳三大統領と会談。

24日 合同参謀議長、2軍司令官、2軍副司令官の人事異動。新任の合同参謀議長は空軍出身の李養鎬。

26日 銀其琛中国外交部長、訪韓（～29日）。26、27日に韓昇洲外務部長官と、27日に金泳三大統領と会談。

[6月] 11日 江原道の3選挙区で国会議員補欠選挙。

ソウル地検、漢陽グループの斐鍾烈前会長を労働基準法違反の疑いで逮捕。

20日 国会、公職者倫理法改正案を承認。

[7月] 2日 政府、新経済5カ年計画を発表。

6日 金泳三大統領、第6期民主平和統一諮問会議で

3段階統一方案を発表。

10日 ▶クリントン米大統領、訪韓（～11日）。10日、金泳三大統領と会談。韓米経済協力対話機構（DEC）発足。

12日 ▶公職者財産登録、実施（～8月11日）。

13日 ▶ソウル地検、軍の機密を漏洩した疑いで篠原昌人フジテレビ、ソウル支局長を逮捕。

27日 ▶外務部、韓国と台湾がソウルと台北にそれぞれ民間代表部を設置することで合意したと発表。

31日 ▶ソマリアの平和維持活動（PKO）に参加する工兵部隊本隊192人、出発。

[8月] 5日 ▶朴殷植、申圭植、盧伯鱗、金仁全、安泰國の大韓民国臨時政府先烈5名の遺骸、国立墓地靈顯奉安館に安置。金泳三大統領、特別談話。10日、告別式。

7日 ▶大田エキスポ、開催（～11月7日）。

9日 ▶对外協力委員会、「韓日経済関係の新たな発展方向」を議決。

▶金泳三大統領、現在国立中央博物館として使われている旧朝鮮総督府の建物を撤去するよう指示。

12日 ▶金泳三大統領、特別談話で金融実名制の即時実施を発表。

▶公職者の財産公開、実施（～9月11日）。

▶2選挙区で国会議員補欠選挙、実施。

19日 ▶国会、「金融実名取引および秘密保障に関する緊急財政経済命令」を承認。

31日 ▶監査院、平和のダム事業の特別監査結果を発表。

[9月] 4日 ▶山花日本社会党委員長、訪韓（～6日）。民自党の招待で。5日、金大中を訪問。

7日 ▶立法・司法・行政府および憲法裁判所、中央選挙管理委員会の1級以上の公職者など1167人の財産公開。

▶監査院、次世代戦闘機事業の特別監査結果を発表。

9日 ▶ラオ・インド総理、訪韓（～11日）。10日、金泳三大統領と会談。

13日 ▶ミッテラン・フランス大統領、訪韓（～16日）。

14日、金泳三大統領と会談。

14日 ▶朴鍾喆検察総長、辞任。

17日 ▶政府、大規模な検察の人事異動を実施。

23日 ▶金德柱前大法院長、辞任。27日、尹錫が大法院長に就任、演説で司法府の改革を予告。

27日 ▶建設部、「開発制限区域制度改善方案」を発表。

[10月] 2日 ▶権寧海国防部長官、軍の政治介入を反省する談話を発表。

4日 ▶政府、1級以上の公職者に対する財産実査の結果を発表。21人に辞任要求、54人に警告。

17日 ▶ブリックス国際原子力機関（IAEA）事務総長、訪韓（～19日）。

27日 ▶韓昇洲外務長官、訪中（～31日）。28日、李鵬

首相、錢其琛外交部長、吳儀对外貿易經濟協力部長と会談。29日、江沢民国家主席と会談。

▶商工資源部、業種専門化施策を発表。

[11月] 1日 ▶第2段階の金利自由化、施行。

▶ソウル地検、鄭周永に懲役3年の実刑を宣告。

3日 ▶第25回韓米年例安保協議会議（SCM）、ソウルで開催（～4日）。

▶米韓軍事委員会議（MCM）、開催。

▶ゴンツ・ハンガリー大統領、訪韓（～6日）。

5日 ▶ソウル地検、朴哲彦に懲役2年と罰金刑を宣告。

▶政府、国立中央博物館（旧朝鮮総督府）の建物を1995年末から96年初に撤去すると発表。

6日 ▶細川日本首相、訪韓（～7日）。6日、慶州で金泳三大統領と会談。7日、共同記者会見。

8日 ▶ゴー・チョクトン・シンガポール首相、訪韓（～10日）。9日、金泳三大統領と会談。

11日 ▶民自党、党務会議で「公職者選挙および選挙不正防止法案」を含む政治関係3法案を確定。

17日 ▶金泳三大統領、訪米（～25日）。19、20日、アジア太平洋閣僚会議（APEC）閣僚会議に出席。23日、クリントン大統領と会談。

19日 ▶駐ベトナム韓国総領事館、開設。

▶公正取引委員会、「不公正取引行為の類型および基準告示」を修正・施行。

25日 ▶駐台北韓国代表部、開設。

▶民主党、「公職選挙法案」を国会に提出。

[12月] 1日 ▶国会本会議、政党法改正案と通信秘密保護法案を採択。

▶財務部、「外国人投資活性化細部推進対策」を発表。

7日 ▶経済企画院、「ウルグアイ・ラウンド農産物協商と対応課題」を発表。

▶農民、社会団体、学生、「米と基礎農産物開放阻止汎国民大会」を開催。

9日 ▶金泳三大統領、米市場開放問題で国民に謝罪。

14日 ▶政府、米、豚肉など15の基礎農産物の市場開放に関する韓米両国の交渉結果を公式発表。

16日 ▶金泳三大統領、黄寅性国務総理の辞表を受理、新しい国務総理に李會昌監査院長を任命。

21日 ▶内閣改造。14部署長官が交替。

22日 ▶大統領首席秘書官4名が交替。

▶ガリ国連事務総長、訪韓（～24日）。22日、韓昇洲外務部長官と会談。23日、金泳三大統領と会談。24日、板門店を経て北朝鮮を訪問。

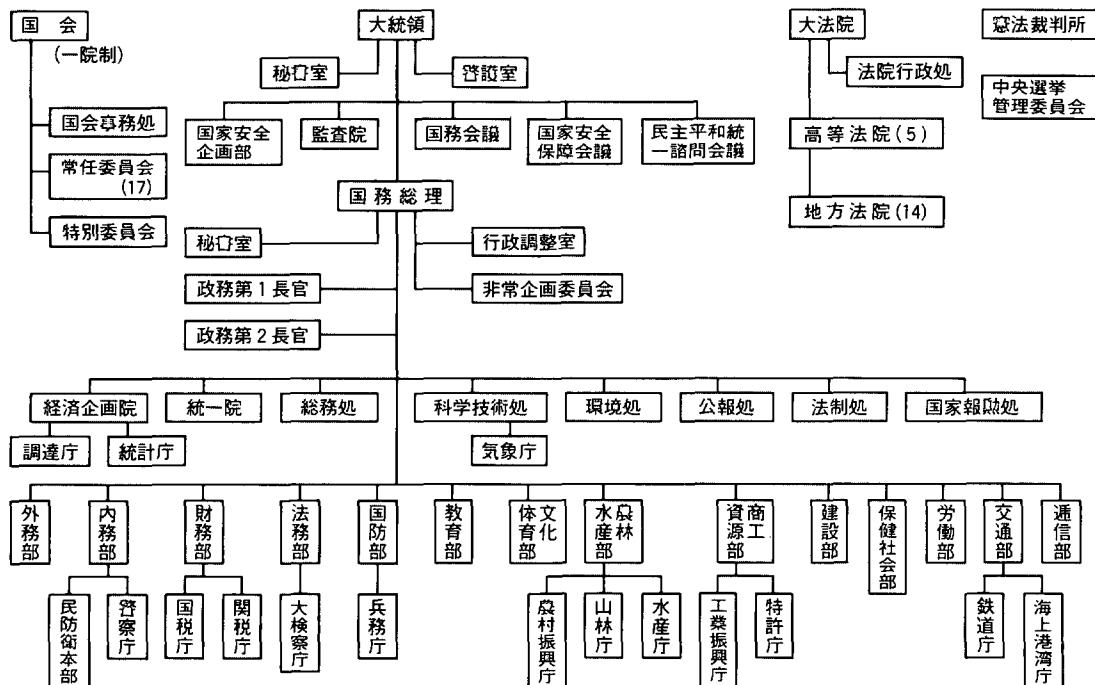
23日 ▶民自党、党三役など交替。

24日 ▶政府、クリスマス恩赦を実施。

29日 ▶政府、「公企業民営化および機能調整方案」を発表。

参考資料 韓国 1993年

① 国家機構図



(注) かっこ内の数字は機関の数を示す。

② 行政府要人名簿 (1993年12月31日現在)

<大統領府など>

大統領 金泳三 (キム・ヨンサム)
大統領秘書室長 朴寬用 (パク・クァニョン)
大統領諫護室長 朴相範 (パク・サンボム)
政務首席秘書官 李源宗 (イ・ウォンジョン)
行政首席秘書官 李義根 (イ・イグン)
経済首席秘書官 朴在潤 (パク・ジェユン)
外交安保首席秘書官 鄭鍾旭 (チョン・ジョンウク)
農水産首席秘書官 崔洋夫 (チエ・ヤンブ)
国家安全企画部長 金惠 (キム・ドク)
監査院長 李時潤 (イ・シユン)

<内閣>

国務総理 李會昌 (イ・フェチャン)
副総理兼経済企画院長官 丁誠錫 (チョン・ジェソク)
副総理兼統一院長官 李榮德 (イ・ヨンドク)
外務部長官 韓昇洲 (ハン・スンジュ)
内務部長官 崔炯佑 (チエ・ヒョンウ)
財務部長官 洪在馨 (ホン・ジェヒョン)

法務部長官 金斗喜 (キム・ドゥヒ)
国防部長官 李柄台 (イ・ビョンテ)
教育部長官 金淑喜 (キム・スキ)
文化体育部長官 李敏燮 (イ・ミンソップ)
農林水産部長官 金良培 (キム・ヤンペ)
商工資源部長官 金結壽 (キム・チョルス)
建設部長官 金佑錫 (キム・ウソク)
保健社会部長官 徐相穆 (ソ・サンモク)
労働部長官 南載熙 (ナム・ジェヒ)
交通部長官 吳明 (オ・ミョン)
通信部長官 尹東潤 (ユン・ドンユン)
総務部長官 黃榮夏 (ファン・ヨンハ)
科学技術部長官 金始中 (キム・シジュン)
環境部長官 朴鉉煥 (パク・ユヌン)
公報部長官 吳麟煥 (オ・インファン)
政務第1長官 徐清源 (ソ・チョンウォン)
政務第2長官 権英子 (クォン・ヨンジャ)
法制部長官 黄吉秀 (ファン・ギルス)

報勲処長官 李忠吉（イ・チュンギル）

〈軍〉

合同参謀議長 李養鎬（イ・ヤンホ）

陸軍参謀総長 金東鎮（キム・ドンジン）

海軍参謀総長 金弘烈（キム・ホンヨル）

空軍参謀総長 趙根海（チョ・グネ）

韓米連合司令部副司令官 金在昌（キム・ジェチャン）

3 金泳三大統領の就任演説（全文）

（1993年2月25日演説）

親愛なる7000万国内外同胞の皆さん！盧泰愚大統領をはじめとする前職大統領、そしてこの場に参列された内外の貴賓の皆様！

本日、私たちはあれほどまでに切望した文民民主主義時代の幕を開くため、この席に集まりました。この日を迎えるために30年の歳月を待たねばなりませんでした。そしてついに、国民のための国民の政府をこの地に樹立しました。今日誕生した政府は民主主義に対する国民の燃えるような熱望と尊い犠牲によって実現しました。民主主義に対する私自身の熱情と苦難が染み込んでいるこの国会議事堂の前で、今日、私は溢れんばかりの感慨を抑えることができません。わが国民は本当に偉大です。私は国民の皆さんに熱い感謝の気持ちと栄光を捧げます。また、苦難に満ちた民主化の道程でこの日を迎えることができずに惜しくも先立たれた方々の崇高な犠牲の前に国民とともに哀悼の意を表します。

国民の皆さん！私は第14代大統領就任に際して、新しい祖国建設に対する時代の要望を全身で感じています。今、この土地は地中深い所から春の気配が躍動しています。かつてわが民族には草木の茂る夏も、身が縮むような冬もありました。しかし今や、民族進運の新春を迎えています。私たちには新たな決断、新たな出発が求められています。私は新韓国創造の夢を胸一杯に抱いています。新韓国はより自由で成熟した民主社会です。正義が川の水のように流れる社会です。共に豊かに住む共同体です。文化の営み、人間の品位が尊重される国です。引き裂かれた民族が一つになって平和に暮らす統一祖国です。新たな文明の中心に立って世界の平和と人類の進歩に寄与する国です。だれもが生き生きと働くことができる社会、私たちの子孫がこの土地に生まれたことを誇りに思うことができる社会、それがまさに新韓国です。

私たち皆でこの夢を抱きましょう。私たちはかつて植民地と戦争の廃墟から奇跡を実現した民族です。再び世界に向かって力強く飛び立っていきましょう。

親愛なる国民の皆さん！しかし、私たちを取り巻いている事件は私たちにとって決して有利とはいえない。

冷戦時代の終息とともに世界は実利によって敵と味方が逆転しています。今や経済戦争、技術戦争の時代に入っています。変化する世界にまともに対処できないようでは、私たちは先進国の入り口で座り込んでしまうでしょう。跳躍しなければ落伍するでしょう。それは厳粛な民族生存の問題です。

私たちは新韓国に向かって走ることのできる体力を保たなければなりません。ところが私たちは今、病気にかかりています。韓国病にかかります。一時は世界の人々に羨まれていた勤勉さと創意がなくなりつつあります。価値観の混乱によって私たちの社会は動揺しています。いつからかわが国民は自信を失っています。まさにこれが問題なのです。私たちに危機があるとすれば、それは外部の挑戦によるものではなく、まさに私たちの内部に浸透しつつある、この精神的敗北主義です。このままではなりません。改めなければなりません。挫折と沈黙を踏み台にして勇気と希望の時代を切り開かなければなりません。閉鎖と硬直から開放と活力の時代へ、葛藤と対立から対話と協力の時代へ変わらなければなりません。不信の社会から信頼の社会へ、自分だけを優先させる社会から共に暮らす社会へと前進しなければなりません。これが私が言う変化と改革の方向です。制度のみならず私たちの意識と行動様式までも変わらなければなりません。変化と改革を避けるなら、私たちは歴史から見捨てられるでしょう。

親愛なる国民の皆さん！改革はまず三つの当面の課題を実践することから始めなければなりません。第1は不正腐敗の根絶です。第2は経済を活性化させることです。第3は国家の綱紀を正すことです。

私たちの社会の不正腐敗は、内部から國を蝕む最も恐ろしい敵です。不正腐敗の摘発には聖域がありません。絶対に聖域はないでしょう。断固として切るべきことは切り、糾明すべきことは糾明しなければなりません。今まさに上からの改革が始まります。しかし、国民すべてが自ら清くなろうとする努力なくしては不正腐敗は根絶できません。清い社会の実現は国民の皆さんの中によってのみ完成できるのです。

次に、私たちは経済の活力を取り戻さねばなりません。そのため政府は規制と保護の代わりに自立と競争を保障し、民間の創意を尊重したいと思います。政府がまず姿勢を正して取り組みます。国民はもっと節約し、貯蓄しなければなりません。奢侈と浪費は追放すべきです。勤労者はもっと一生懸命汗を流して働かなければなりません。企業は大胆な技術革新によって国際競争の場で勝たねばなりません。政府と国民、勤労者と企業、全員が生き生きと仕事をして始めて私たちは経済を回復させることができます。これが私の主張する新経済です。

国民の皆さん！乱れている国家の網紀を正さねばなりません。不正な手段で権力が生まれる時、国家の正当性は踏みにじられ、法秩序が崩壊します。目的のためには手続きを無視するご都合主義が幅をきかすようになります。不正な政治はもうこの地からなくなるでしょう。

また、私たちの社会になくてはならない権威を再び取り戻さなければなりません。私たちの自由は共同体のための自由でなければなりません。金九先生の言葉のように、公園の花を折る自由ではなく花を植える自由でなければなりません。地に落ちた道徳を復活させなければなりません。このような点から今日の教育は未来を準備する科学技術教育とともに、人間らしい人間、民主的な市民を養成する人間教育でなければなりません。これがまさに新教育です。

国民の皆さん！今日から政府が変わります。これから青瓦台（大統領府）は国民の生命と財産を保護し、国家の安全と繁栄のため、昼夜の別なく働く場になるでしょう。青瓦台はまさに国民の皆さんの親しい隣人となるでしょう。私は国民が仕事をする現場、喜びと苦痛がある現場に共にいて、国民とともに喜びと痛みを分かちあいたいと思います。喜びは分かち合えば分かち合うほど大きくなり、苦痛はそれだけ小さくなるからです。

政治もまた変わらなければなりません。政治のための政治でなく、国民に希望と幸福をもたらす生活政治でなければなりません。国民の不便さを軽減する政治、国民の小さな声に耳を傾ける政治が必要です。このように政府が変わり、政治が変わる時、変化と改革を通じた生きた安定がこの地に定着するでしょう。

国民の皆さん！正義と和解によって新時代の扉を開け放しましょう。これまで私たちは階層によって区別され、地域によって対立し、世代によって分かれ、理念によって分裂していました。私たちの中にある壁は壊さなければなりません。恨みは消さなければなりません。私たちの社会には日の当たらない場所で生きてきた人々があまりにも多すぎます。かれらは慰労されるべきです。もてる者は相応の譲歩をすべきです。力のある者は相応の譲歩をすべきです。あまりにも性急に自分の分け前だけを要求するのはやめましょう。まず共同体全体のことを考えましょう。そして一人一人がより多く分け前を得られるよう、パイを大きくしましょう。

7000万国内外同胞の皆さん！私は歴史と民族が私に与えた責務を全うし、民族の和解と統一に全身全霊を尽くします。しかし、この時点で私たちに必要なのは感情的な統一至上主義ではありません。統一に対する国民的合意です。金日成主席に伝えます。私たちは真心をもって互いに協力する姿勢を整えなければなりません。世界は対決でなく、平和と協力の時代に向かっています。他の

民族と国家の間にも多様な協力が成立しています。しかし、どの同盟国も民族に勝ることはできません。どのような理念やどのような思想も民族より大きな幸福をもたらすことはできません。金主席が本当に民族をより重要だと考えるならば、そして南北同胞の眞の和解と統一を望むならば、これを論議するため私たちはいつどこでも会うことができます。暖かい春の日に漢拏山の麓でもよく、夏の日に白頭山の天池のほとりでもよいでしょう。そこで胸襟を開いて民族の将来について議論してみましょう。その時、私たちは同じ民族という原点に立ってあらゆる問題を解決することができると思います。

世界の至るところで民族の誇りを守りながら生きている500万海外同胞の皆さん！今世紀中に祖国は統一し、自由と平和の故郷になるでしょう。私たち全員が国内外で力を合わせて世界の中で役割と責任を果たす、誇らしい韓民族時代を開いていきましょう。

国民の皆さん！新韓国の創造はだれかがやってくれることではありません。私たち全員がやることです。今日、この席には多くの新韓国人が参加しました。汗を流して働く勤労者、新しい作物を育て所得を上げる農民、熱心に勉強する学生、研究に没頭する科学者、市場開拓に東奔西走する会社員、新製品開発に成功した中小企業人、そして夜を徹して国を守る軍人がまさにそうです。この席にはまた、黙々と国民に奉仕する公職者もいます。己れの分野で最善を尽くす彼らこそが新韓国創造の主役であり、主人です。特にこの地の若者のみなさん。世界を、そして未来を望んでみましょう。傍観から参与へ、非難から創造の道に出て行きましょう。未来は皆さんのものであり、新韓国はまさに皆さんの世界です。

国民の皆さん！私たち全員で未来に対する夢と希望を持ちましょう。新韓国を創造しましょう。新韓国の創造は、大統領一人や政府の力だけでは実現できません。新韓国に向かう道には「私」も「あなた」もありません。ただ「私たち」があるのみです。すべて共にしなければなりません。しかし新韓国は一夜では成りません。忍耐と時間が必要です。涙と汗が必要です。苦痛が伴います。私たち皆で苦痛を分担しましょう。私たちにはやり遂げる力があります。必ずやり遂げなければなりません。

さあ、私たち皆の希望と夢を抱いて新しく出発しましょう。一人の落伍者もなく力強く共に走っていきましょう。ありがとうございました。

（『中央日報』1993年2月25日）

④ 金泳三大統領の「光州民主化運動」関連談話

（全文）（1993年5月13日演説）

親愛なる国民の皆さん。私は今日、1980年5月の光州

民主化運動の歴史的意味を反芻しつつ、光州の痛みを癒し、その名譽を回復するための政府の方案を申し上げようと思います。私はまず、5・18光州民主化運動の時に被害を受けられた方々とその遺族、そして光州市民の皆さんに、大統領として慰労の言葉を申し上げます。

振り返ってみれば、1980年5月の民主化運動は当時としては予想外の挫折でした。しかし、文民民主化を目指して私たちが歩いてきた苦難に満ちた歴程から見る時、光州民主化運動は聳え立つ山嶺の位置を占めています。

そうです。1980年5月、光州の流血はこの国の民主主義の捨て石になりました。その希望はまさにこの国の民主主義のためのものでした。80年5月の民主化運動、そして87年の六月抗争を通じて、ついに私たちはこの地に文民民主政府を樹立しました。

親愛なる国民の皆さん。私は凄絶であった5・18光州民主化運動の時、野党総裁として初めて軍事政権当局に正面から抗議しました。記者会見を通じてその悲劇的事態を全世界に知らせました。まさにそのためには、私は3年余にわたって自宅軟禁されることになりました。光州民主化運動3周年の1983年5月18日、自宅軟禁中に私は23日間、命を賭けた断食闘争を展開しました。光州の流血を食い止めることができなかつた責任を痛感し、失われてしまった民主主義を取り戻すためでした。

はっきりと言いますが、今日の政府は光州民主化運動の延長線上に立っている民主政府です。光州民主化運動の復権と名譽回復、そして当時の傷と痛みを治癒するため、光州市民の皆さんと同じ立場に立って苦惱する政府です。また、文民政府の発足とその改革は、光州民主化運動の歴史的意味を実現させていく過程です。

光州問題が残した禍根はもう断たなければなりません。決して政治的目的に利用したり政争の対象にしてはなりません。光州民主化運動は正当に評価されて正しく歴史に記録されなければなりません。光州の痛みは癒され、名譽回復も実現しなければならないと信じています。それは光州の苦痛を全国民がともに分かち、光州の民主精神を全国的に認めさせることで、そして光州市民が願い、国民すべてが共感することのできる方向で実現しなければなりません。

第1に、5・18光州民主化運動の精神をたたえ、その名譽を高める事業を積極的に支援したいと思います。まず光州市民と全国民がその日を記念することができるよう、光州市で記念日を制定するよう希望しています。望月洞墓域は民主聖地化できるよう、墓域の拡張などあらゆる必要な支援をしたいと思います。光州市民と全羅南道の人々の意思によって、現在光州市内にある全羅南道庁を全羅南道管内に移転し、当時民主化運動の現場であった現道庁の位置に5・18光州民主化運動記念公園を造成する

一方、記念塔の建設案を積極的に検討して支援したいと思います。現在の尚武台墓地の一部を光州市に追加的に無償で使用できるようにし、市民公園を造成するよう支援したいと思います。

第2に、光州民主化運動と関連してこれまで苦しい立場にあった人々を慰労するのに必要なあらゆる努力と支援をしたいと思います。死者と行方不明者と負傷者のうち、これまで法律による補償を受けられなかつた方々のために追加申告の機会を提供したいと思います。当時連行や拘禁をされたり有罪判決を受けて赦免や復権をされた方々に対しては、前科記録を完全に抹消して支援策を講ずるなど、その方がこの国の民主化に献身した分、晴れて名譽を回復できるようにしたいと思います。当時負傷をなさつた方のうち、今後も治療が必要な方々に対しては、継続的な治療が可能になるよう支援するつもりです。5・18光州民主化運動と関連して指名手配された方々に対しては公式にこれを解除し、解職された方々に対する復職も積極的に検討したいと思います。

私はわが国の法体系の中で可能であり、公平の原則にかなう限り、あらゆる措置をとりたいと思います。

親愛なる国民の皆さん。そして光州市民の皆さん。私は光州民主化運動に対する真相究明とその責任者の処罰を要求する主張があることをよく知っています。そのため特別な措置を取らなければならないという主張もあると聞いています。私はそのような主張はありうると思います。私もその問題については頭を悩ませてきました。しかし、真相究明は歴史を正して正当な評価を得ようとしてすることにその目的があります。決して暗鬱だった時期の恥辱を再び暴き出して葛藤を再燃させたり、誰かを罰しようとすることではありません。だから、今この時点で重要なことは、私たち国民全員で5・18光州民主化運動の名譽を高く確立することです。真相究明に関して不足な点があれば、これを後世の歴史に委ねることが道理にかなうと信じています。眞実は歴史の中で必ず明らかにされると私は確信しています。

憎しみと葛藤の環は、もはや私たち皆の手で断ち切らなければならぬと思います。今日、再び報復的な恨みを晴らすようなことがあってはならないと思います。皆が忘れずに勇気をもって許すことで新たに和解しましょう。許すことほど大きな勇気のいることはありません。

そうすることで、皆で13年前の悪夢と呪縛から自由になります。禍根を断ち、恨みを消して立ち上がり、新韓国創造の広くて大きな道に進んでいきましょう。光州民主化運動の精神は、新韓国創造を目指した参加と創意の開かれた精神をもって昇華しなければなりません。

すでに新韓国創造を目指した変化と改革に光州市民の皆さんのが快く賛同と支持を惜しまないでいることに対し、

感謝とともに敬意を表したところです。私は光州が過去に縛られた都市でなく、その名のごとく光を照らす都市、わが祖国の未来を切り開く明るい都市に生まれ変わることができるよう、私と政府にできるあらゆる支援と努力をするだろうと重ねて申し上げます。

私は国民の皆さんに約束したように、東西の和解と正義ある国民内部の和解を実現していくことに渾身の力を傾けます。変化と改革を通じて新韓国創造の要所を固めておかなければなりません。第二の建国をするという覚悟で先頭に立って走らなければなりません。

私はそれを、新たに立ち上がった光州市民の皆さんと共にやり遂げたいと思います。大統領である私と力を合わせて新韓国を創造しましょう。私たちの子孫が大韓民国に生まれたことを誇りに思い、矜持を抱くことができる、共に豊かに生きるわが祖国を後世に伝えましょう。

(『東亜日報』1993年5月14日)

■ 第6期民主平和統一諮問会議における金泳三大統領の開会の辞（全文）

（1993年7月6日演説）

親愛なる民主平和統一諮問委員の皆さん、7000万内外同胞の皆さん、本日、民主平和統一諮問会議が文民時代を迎え、新たに発足したことは意義深いと思います。

平和統一は7000万同胞の切なる願いです。私たちは統一を実現しようという私たちの決意を固めるため、この席に集まりました。

民主平和統一諮問会議（以下「諮問会議」と略す）は平和統一に対する国民的合意を作り上げ、国民の意思と力量を一つにまとめるという重大な使命を担っています。これまで統一の基盤を構築するため献身なさってきた国内外1万余りの諮問委員の皆さんの労苦に心から感謝いたします。私は今日、新たに委嘱された第6期諮問委員の皆さんのが渾身の力を尽くして統一祖国建設の踏み台になると信頼しています。今回、諮問委員の中には道徳性と改革意志を備えた多くの人士が参加しています。それだけ大きな期待をしております。

諮問委員の皆さん、私たちは今、歴史的転換期に立っています。世界は理念の対決から経済競争に、軍事的対立から平和の競争に変化しています。ただ一つわが韓半島のみが雪解けと和解の海の真っ直中に浮かぶ冷戦の島として残っています。地球上の唯一の分断国という不名誉をそぞろことができないでいます。しかし1300余年の間「一民族・一国家」体制を維持してきたわが同胞にとって半世紀にもならない分断はきわめて短い期間に過ぎません。私たちの祖国は必ず統一しなければなりません。

分断はわが同胞に並はずれた苦痛と恨を与えるました。

もはやこの苦痛は取り除かなければなりません。しかし、私たちは内実のない統一を感情的に求めてはなりません。統一のない自由が不完全であるのなら、自由のない統一はもっと不完全です。統一のない繁栄に問題があるのなら、繁栄のない統一にはもっと多くの問題があります。統一された祖国では政治的、経済的自由が保障され、福祉と人権が尊重されなければなりません。統一に向かう過程は民主的でなければならず、統一の道はまさに民族繁栄の道とならなければなりません。

統一はまず、和解と協力の段階を経て「南北連合」段階に発展しなければならないでしょう。南北連合段階で南北間の交流と協力はさらに活発になり、制度化されるでしょう。この過程で南北間の冷戦構造と対決意識は徐々に消えていくでしょう。これを通じて南と北は漸次一民族一国家の統一祖国に進むことになるでしょう。これがすなわち私たちの三段階統一方案です。

諮問委員の皆さん、私は任期内に南と北が「南北連合」段階に入ることができる最善の努力を尽くすことを誓いつつ、このための統一政策の三つの基調を明らかにしようと思います。

第1は民主的手続きの尊重です。新政府は国民的合意に基づいて三段階統一政策を強力に進めていくでしょう。新文民政府は正当性、道徳性、代表性をもった民主政府です。このような政府だけが国民の自発的支持を土台に統一を実現できるのです。新しい文民政府が統一政策を政権維持に利用することは絶対にないでしょう。もはや北韓当局も私たち内部の不信と葛藤を助長しようという空しい考えを捨てなければなりません。正当性をもった政府のみが民族と国民の運命を決定する重大な問題を解決していくことができるのです。この点を北韓当局は深く認識しなければなりません。

第2は共存共栄の精神です。南北間の平和共存は必ず共同繁栄につながらなければなりません。互いに貧しく不自由に共存することに何の意味があるでしょうか。南北が共に自由と豊饒を享受しつつ共存しなければなりません。私が北韓を吸収統一する意思が全くないと何度も明らかにしたのは、まさにこのような考え方からのものです。

第3は民族福利の精神です。統一是民族全体の「生活の質」を向上させる方向で進めなければなりません。民族構成員すべてに自由と福祉と人間の尊厳が保障される統一民族国家、これがすなわち民族全体の福利が具現される統一された祖国のあり方です。このような民族福利の価値は人類普遍の価値です。世界とともに呼吸する「開かれた民族主義の価値」です。私たちは北韓がこのように開かれた世界に出てくることを期待します。私たちは決して北韓の孤立を望んでいません。

諮問委員の皆さん、今、南北関係において最も重要な

のは相互の信頼です。信頼は合意と約束を守る時に生まれるもので、南北は非核化共同宣言を通じて核兵器をもたず、核エネルギーをただ平和的目的にのみ使うことで合意しました。また核施設を相互査察することを約束しましたが、この約束はいまだに履行されていません。むしろこの合意が成立して発表されることで北韓の核開発疑惑が世界的な問題に発展してしまいました。核問題の解決なくしては南北関係の改善を通じた韓半島の平和も世界平和も保障されません。私はこの場を借りて、北韓が一日も早く核兵器開発疑惑を解消することにより、南北関係を改善して国際平和に貢献するよう求めます。

今は南北対話が途切れた状態です。しかし新政府は、民族が滅ぼし合う不幸を防がなければならぬという考え方から、対話の門を引き続き広く開けておきたいと思います。どのようなことがあっても対話が中断してはなりません。同じ民族同士の対話を中断しなければならないような問題が起きている時こそ対話が必要な時です。今や南北関係も新しく展開しなければなりません。南北間に勝ち負けの対話、どちらか一方にだけ有利な対話はもはやありません。双方がともに勝つ対話が必要です。

そのような考え方で交流を漸次拡大し、実践可能な問題から一つずつ解決していくかなければなりません。何よりも、南北に裂かれた離散家族の苦痛を解消する努力がまず実を結ばなければなりません。特に高齢の方々の家族再会が生前に実現できるよう急がなければなりません。

私たちはすでに人道的次元で李仁模老人の北韓訪問を許可したことがあります。私は北韓当局がこの問題に対してより誠意ある姿勢を示してくれるよう求めます。

民主平和統一諮問委員の皆さん、休戦から今年で40年になりますが、戦争の傷跡はまだ癒えていません。私たちは過去を忘れてはなりません。しかし過去の暴露もしてはなりません。民族同士が殺し合ったかつての苦い経験に鑑みて、これから美しい民族統一の新しい歴史を作らなければなりません。

統一のために今私たちがすべきことは、内部的にはしっかりと力を養い、国民すべてが自信をもつようになります。不正腐敗を暴き、経済を生き返らせ、国家綱紀を正すことこそ統一に備え統一を早めるもっとも確実な道です。新政府が掲げた「新韓国創造」の課業は統一祖国の建設で完結させることができます。統一はまさにわが民族とともに実現しなければならない最も大きな改革であるからです。

今、私たちの中に火が付いた改革の熱気を結集していくことこそ、統一に向かう近道です。そのような意味で、諮問会議が現段階の統一運動はすなわち改革運動であるという方向を設定したことは実に適切な認識です。各地域と職能を代表する人士で構成された諮問会議が平和と

改革を率先垂範する時、改革はさらなる成功のうちに完遂することができるでしょう。

諮問委員の一人一人が改革の先導者の役割を果たす時、地域社会が変化して職場が変わることでしょう。このような努力は意識改革と道徳性回復の起爆剤となるでしょう。統一実現の原動力となるでしょう。

民主平和統一諮問委員の皆さん、改革の大長征は今から始まります。私たちの改革はより深く、より広く拡散して発展しなければなりません。諮問会議が統一の主体、改革の主体として責務を全うして下さるよう重ねてお願い申し上げます。ありがとうございました。

(統一院南北会談事務局「南北対話」1993年9月)

6 金融実名取引および秘密保障に関する緊急財政経済命令（大統領緊急財政経済命令第16号）

(抜粋、1993年8月13日発表)

第1条（目的） この命令は実際の名義による金融取引を実施して、その秘密を保障し金融取引の正常化を期することにより、経済正義を実現して国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

第2条（定義） この命令で使用する用語の定義は次のとおりである。

1. 「金融機関」とは次の各目に定めるものをいう。
 - ア. 韓国銀行および銀行法による金融機関
 - イ. 短期金融業法による短期金融会社
 - ウ. 総合金融会社に関する法律による総合金融会社
 - エ. 相互信用金庫法による相互信用金庫とその連合会
 - オ. 農業共同組合法による農業共同組合とその中央会
 - カ. 水産業共同組合法による水産業共同組合とその中央会
 - キ. 産業共同組合法による畜産業共同組合とその中央会
 - ク. 人参共同組合法による人参共同組合とその中央会
 - ケ. 信用共同組合法による信用共同組合とその中央会
 - コ. セマウル金庫法による金庫とその連合会
 - サ. 信託業法による信託会社と証券投資信託業法による信託会社
 - シ. 証券取引法による証券会社・証券金融会社・仲介会社および名義書き換え代行業務を遂行する機関

- ス. 保険業法による保険事業者
 - セ. 通信預金・保険に関する法律による通信官署
 - ソ. その他大統領令が定める機関
2. 「金融資産」とは、金融機関が取り扱う預金・積立金・掛け金・契約金・預託金・出資金・信託財産・保険料・共済料・株式・債権・受益証券・出資資本・手形・小切手・債務証書などの金銭および有価証券、その他これに準ずると財務部令が定めるものをいう。
3. 「金融取引」とは、金融機関による金融資産の受け取り・売買・買い戻し・仲介・割引・発行・償還・返済・受託・登録・交換やその利子・割引額または配当の支給、その代行、その他金融資産を対象とする取引として財務部令が定めることをいう。
4. 「実際の名義」とは住民登録表上の名義、事業者登録証上の名義など大統領令が定める名義をいう。
- 第3条（金融実名取引）** 1. 金融機関は取引者の実際の名義（以下「実名」とする）により金融取引を行わなければならない。
2. 金融機関はこの命令の施行前に金融取引口座が開設された金融資産（以下「既存金融資産」とする）の名義人に対しては、この命令の施行後最初の金融取引の際にその名義が実名であるかどうかを確認しなければならない。
3. 金融機関は第2項の規定による確認をしなかつたか実名でないと確認された既存金融資産の支払い・償還・返済・買い戻しなど（以下「支払いなど」とする）をしてはならない。ただし、この命令の施行前に発行された手形・小切手の決済による支払いなど第2項の規定による確認をしなかったもので、その支払いなどが不可避であると財務部長官が認定する場合には、その限りでない。
- 第4条（金融取引の秘密保障）** 1. 金融機関に従事する者は、名義人（信託の場合には委託者もしくは受益者をいう）の書面上の要求や同意なしにその金融取引の内容についての情報または資料（以下「情報など」とする）を他人に提供したり漏洩してはならず、何人も金融機関に従事する者にその情報などの提供を要求してはならない。ただし、次の各号の(1)に該当する場合で、その使用目的に必要な最小限の範囲内で情報などの提供を要求したり提供する場合には、その限りでない。
- (1) 法院の提出命令または法官が発布した令状により情報などの提供を要求する場合
 - (2) 租税に関する法律の規定による質問・調査のため所管官庁の長が情報などの提供を要求する場合、および租税に関する法律の規定により提出義務がある課税資料などを提供する場合
 - (3) 財務部長官・韓国銀行銀行監督院長・証券監督院

長・保険監督院長が金融機関に対する監督・検査に関して必要な情報などを提供する場合

(4) 同一金融機関の内部または金融機関相互間で業務上必要な情報などを提供する場合

(5) その他法律の規定により不特定多数人に義務的に公開しなければならないとして当該法律の規定により情報などの提供を要求している場合

2. 第1項第1号ないし第3号または第5号の規定により情報などの提供を要求する者は、次の各号の事項を記載した文書により金融機関の特定店舗にこれを要求しなければならない。

(1) 取引者の引責事項

(2) 使用目的

(3) 要求する情報などの内容

3. 金融機関に従事する者が第1項または第2項の規定に違反して情報などの提供を要求された場合、これを拒否しなければならない。

4. 第1項各号の規定（従前の金融実名取引に関する法律第5条第1項第1号ないし第4号の規定を含む）により情報などを知りえた者は、その知りえた情報などを他人に提供または漏洩したり、その目的外の用途にこれを利用してはならず、何人もその情報などを知りえた者にその情報などの提供を要求してはならない。

第5条（既存非実名資産の実名転換義務） 1. 実名によらずに取引した既存金融資産（以下「既存非実名資産」とする）の取引者は、この命令施行から2カ月（以下「実名転換義務期間」とする）以内にその名義を実名に転換しなければならない。この場合、実名転換義務期間は大統領令が定めるところにより1カ月の範囲内でこれを延長することができる。

2. 疾病などやむを得ない事由がある者が、代理の方法によっても第1項の規定による実名転換義務期間内に実名転換をすることが困難であると財務部長官が認定する場合には、第1項の規定にかかわらず実名転換義務期間をこの命令施行日から6カ月とする。ただし、6カ月以内に実名転換をすることが困難であると認定される明白な事由がある場合には、その事由が消滅する日から1カ月とする。

第6条（実名転換金融資産に対する税務調査などの特例） 実名転換義務期間内に実名に転換した既存非実名資産であって、この命令の施行日現在当該金融資産の価額が次の各号の基準に該当する場合には、租税に関する法律の規定にかかわらず実名転換に関連して資金の出処などを調査せず、その金融資産を課税資料とし、この命令の施行前に納稅義務が成立した租税を賦課しない。ただし、当該金融資産以外の課税資料により租税を賦課する場合にはその限りでない。

1. 当該金融取引者が20歳未満である場合には1500万
万^{2*}以下

2. 当該金融取引者が20歳以上30歳未満である場合には3000万^{2*}以下

3. 当該金融取引者が30歳以上である場合には5000万
万^{2*}以下

第7条（実名転換義務違反者に対する課徴金） 1. 金融機関は実名転換義務期間が経過した日以後に既存非実名資産の名義を実名に転換する取引者に対しては、この命令施行日（第5条第2項の但し書きに該当する場合にはその事由が消滅した日。以下この条で同様）現在の金融資産価額に次の徴収率を適用して計算した金額を課徴金として源泉徴収し、その徴収日が属する月の翌月10日までに政府に納付しなければならない。

命令施行日から計算した期間	徴収率
1年になった日まで	100分の10
1年になった日の翌日から2年になった日まで	100分の20
2年になった日の翌日から3年になった日まで	100分の30
3年になった日の翌日から4年になった日まで	100分の40
4年になった日の翌日から5年になった日まで	100分の50
5年になった日の経過後	100分の60

2. 財務部長官は第1項の場合、金融機関が徴収したか徴収すべき課徴金を期限内に納付しなかったり、全額を納付しなかった場合には、その金融機関から納付しなかった課徴金または課徴金の不足額のほか、その課徴金の100分の10に該当する金額を加算金として徴収する。

3. 財務部長官は、第1項および第2項の規定による課徴金および加算金の徴収・納付・滞納処分および還給（以下「徴収など」とする）に関する業務を国税庁長に委任することができる。

（中略）

第9条（非実名資産所得に対する差等課税） 実名転換義務期間が経過した後に非実名資産から発生する利子および配当所得に対しては、所得税法第144条の規定にかかるわらず源泉徴収税率を100分の90とする。この場合、非実名資産から発生する利子および配当所得に対しては、所得税法第15条第2項の規定による総合所得課税標準の計算においてこれを合算しない。

第10条（高額現金引き出しおよび債権などの取引内容通報） 1. 金融機関は実名転換義務期間中、個人の金融取引者に対して口座別に現金（自己宛小切手を含む）で支払った合計額が3000万^{2*}を超える場合には、実名転換義務期間満了日から1カ月以内にその内容を国税庁

に通報しなければならない。

2. 金融機関は、この命令の施行前に発行した債権・受益証券および譲渡性預金証書とその他の証券、または証券の引き渡しにより譲渡が可能なものとして財務部令が定める金融資産（以下本条で「債権など」とする）を金融機関に預託しないで直接保有している者と当該債権などを対象に金融取引をした場合、当該債権などの取引価額（譲渡性預金証書の場合には額面価格）が5000万^{2*}以上である時は、その取引内容を取引日が属する月の翌月末日までに国税庁に通報しなければならない。ただし、次の各号の1に該当する場合にはその限りでない。

（1）当該債権などを財務部令が定める期間を超えて金融機関に預託する場合

（2）当該取引者が法人税法による機関投資者に該当する場合

（以下略）

（韓国住宅銀行『住宅金融』1993年8月号）

■ 第25回韓米安保協議会議（SCM）共同声明 (全文) (1993年11月4日発表)

1. 大韓民国とアメリカ合衆国との間の第25回安保協議会議（SCM）は、1993年11月3日と4日の両日、ソウルで開かれた。権寧海韓国国防部長官とレス・アスピン米国防長官をそれぞれ首席代表とする両国の高位国防・外交関係者が出席した。この会議に先立って93年11月3日には韓米軍事委員会（MCM）が、李養鎬韓国合同参謀議長とジョン・シャリカシュビリ米統合参謀本部議長の主宰で開かれた。アスピン長官は、ソウル滞在中に金泳三大統領と韓昇洲外務部長官を表敬訪問し、両国共通の安全保障上の関心事について意見を交換した。

2. 両国代表団は、第24回SCM以後の世界情勢、大量破壊兵器の拡散など世界と地域の懸案に関する韓米両国の協力、および朝鮮半島の全般的な安全保障環境について再評価を行なった。双方は、朝鮮半島の安全保障はアジア太平洋地域の平和と安定に不可欠であり、ひいてはアメリカの安全保障にとってきわめて重要であることを再確認した。双方は、北朝鮮が通常攻撃戦力と大量破壊兵器および長距離ミサイルの増強を続いているうえ、核兵器開発計画の推進いかんを判定するのに必要な国際原子力機関（IAEA）による査察の受け入れをこれまで拒否し続けてきたことに対して深刻な憂慮を表明した。

3. 権長官とアスピン長官は、こうした北朝鮮の行動が朝鮮半島およびアジア太平洋地域の安定と国際的な核拡散防止体制に深刻な脅威を与えているという認識で一致した。双方は北朝鮮に対し、IAEAの保障措置協定に規定された義務を誠実に履行して「朝鮮半島の非核化に

に関する共同宣言」に明記された相互査察に即座に応じるよう呼びかけた。こうした状況と関連し、権長官とアスピン長官は偶発状況に備えて抑止力と準備体制を維持するよう緊密に協議していくことに合意した。双方はまた、南北間の軍備管理計画の実施が朝鮮半島の緊張緩和と信赖醸成に寄与するとの認識で一致した。さらに双方は1953年の軍事休戦協定が南北間の直接交渉により恒久的な平和体制に代わるまで効力をもつべきである点で合意した。

4. アスピン長官は、韓国が外部から武力侵攻を受けた場合、アメリカが1954年の韓米相互防衛条約にもとづいて即時かつ効果的な支援を与えるという約束を強調した。長官はまた、アメリカが韓国に対し核の傘を引き続き提供することを再確認した。アスピン長官は、最近発表されたアメリカ国防政策の「全面的見直し」における二正面対応戦略の作成にあたって朝鮮半島の安全保障への脅威に配慮し、朝鮮半島有事の際に効果的に対応するのに十分な戦力を維持することができるよう「全面的見直し」に沿った軍事力の編制替えを慎重に行なったことを強調した。権長官とアスピン長官は、韓米軍事委員会に対して朝鮮半島に適した二正面対応戦略を実施するよう指示した。

5. 双方は、今後の在韓米軍の再編成、韓国の防衛におけるアメリカの支援的役割への移行など、すべての軍事的懸案は、韓米連合抑止力を維持するよう緊密な協議を通じて解決していくことで合意した。権長官とアスピン長官は、在韓米軍が朝鮮半島での戦争抑止と北東アジア地域の安定維持に大きく寄与してきており、今後もこうした役割を担い続けるだろうという点で意見が一致し、北韓の核開発計画による不確実性が徹底的に除去される時まで在韓米軍の第二段階の削減を留保することにした第24回SCMの合意事項を再確認した。アスピン長官は、韓国国民が望む限り在韓米軍を引き続き維持するというクリントン大統領の公約を再確認する一方、在韓米軍の戦闘力を近代化していくことを再び明らかにした。双方はまた、戦闘力の効果を極大化する方法として、兵器体系の相互運用可能性が重要であることに言及した。

6. 両国代表団は、韓国が徐々に主導的役割を担当するようになるに伴い、韓国防衛におけるアメリカの役割が支援的なものへと順調に転換していることに満足の意を表した。権長官とアスピン長官は、韓米軍事委員会から平時作戦統制権移管計画に関する報告を受けて、現在は韓米連合司令部司令官に付与されている指定された韓国軍部隊に対する平時作戦統制権を、1994年12月1日付けて韓国合同参謀議長に移管することで合意した。権長官とアスピン長官は、韓米軍事委員会に円滑な移管を保障するよう指示した。双方はまた、韓米合同軍事演習

が韓米連合戦備体制を維持するために必要であるとの認識で一致した。

7. 両国代表団は、韓国の共同防衛に伴う防衛費分担問題を協議し、韓国政府が1995年度までに在韓米軍現地発生費用（ウォン・ベース）の3分の1の水準まで負担することにした第23回SCMの合意事項を再確認した。双方は、韓国政府が94年度に2億6000万ドルを在韓米軍に提供することで合意した。アスピン長官は、これまで韓国政府が在韓米軍の維持のため貢献してきたことに謝意を表明した。

8. 両国代表団は、長期的視野に立って、韓米間の軍需、防衛産業、防衛技術協力の互恵性を一層高めていくことで合意した。防産技術協力委員会、国防政策検討委員会、安全保障協力委員会、軍需協力委員会などSCMの各分科委員会は、さる8月、「相互調達防衛産業物資に対する品質保証協定」の調印、「在来型兵器の特許料支払いに関する了解覚書」と「戦時駐留国支援共同運営委員会綱領」の修正などの協議結果について報告した。こうした成果は、緊密な韓米軍事協力関係の持続的発展に必要な枠組みを提供した。

9. 権長官とアスピン長官は、南北朝鮮の対立に終止符を打つことが、両国の長期的な共同利益の保持のみならず、アジア太平洋全体の平和と安定の維持にも大きく寄与するという認識で一致した。

両長官は、韓米安保協力も南北関係の改善と朝鮮半島の最終的な統一に寄与する方向で発展させることに合意した。両国代表団は、21世紀を志向する韓米安保関係は包括的で相互補完的でなければならないという点で認識が一致した。また双方は、域内の多国間安保協議は韓米双務同盟関係を補完し、クリントン大統領が提示した新太平洋共同体の構築を促進するものであるという点で理解を同じくした。権長官とアスピン長官はまた、第24回SCMで承認された「21世紀を志向する韓米安保協力の共同研究」の進捗状況について報告を受け、その成果が第26回SCMで発表される予定であることを聞き、共同研究の重要性に関心を示した。

10. 両国代表団は、今回のSCMを通じて、両国的新政府の間で伝統的な韓米同盟関係をさらに強化し、脱冷戦時代の安保環境の下での新しい同伴者関係を発展させることができたと評価した。権長官とアスピン長官は、次回のSCMを韓米両国防長官の主宰で、1994年の互いに都合のよい時期にアメリカで開催することで合意した。

11. アスピン長官は、今回の会議が成功裡に開催されるよう細心の配慮を払い、周到に準備を行なった韓国国防長官に謝意を表明した。

(Korea Herald, 1993年11月5日)

主要統計 韓国 1993年

31

- 第1表 人口と雇用
- 第2表 国民総生産と部門別成長率
- 第3表 産業構造
- 第4表 農水産部門主要指標
- 第5表 産業生産活動の動向
- 第6表 交通・通信、住宅・保健
- 第7表 主要製造業製品生産
- 第8表 物価と賃金水準

- 第9表 勞働生産性指数、賃金指数、
賃金コスト推移
- 第10表 全都市労働者・農家家計収
支
- 第11表 中央政府歳入・歳出
- 第12表 主要品目別輸出
- 第13表 主要品目別輸入
- 第14表 主要国別輸出

- 第15表 主要国別輸入
- 第16表 國際收支
- 第17表 対外債務
- 第18表 金融関係主要指標
- 第19表 証券関係主要指標
- 第20表 「新経済5カ年計画」マク
口指標展望

(使用記号：-該当なし、…不明、0ゼロ・極少)

対米ドル為替レート（1米ドル＝ウォン、年平均。IMF, *International Financial Statistics, 1994*）

年	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
ウォン	805.98	870.02	881.45	822.57	731.47	671.46	707.76	733.35	780.65	802.67

第1表 人口と雇用

(単位: 1,000人)

年	年次推定 総人口	15歳以上 人口	経済活動 人口	就業者	農林漁業	鉱工業	社会間接資本とその他 サービス	失業率 (%)
1987	41,622	28,955	16,873	16,354	3,580	4,602	8,172	3.1
1988	42,031	29,602	17,305	16,869	3,483	4,807	8,579	2.5
1989	42,449	30,217	17,971	17,511	3,418	4,933	9,161	2.6
1990	42,869	30,801	18,487	18,036	3,292	4,928	9,816	2.4
1991	43,268	31,367	19,012	18,576	3,102	5,005	10,468	2.3
1992	43,663	31,851	19,385	18,921	3,025	4,827	11,068	2.4
1993	44,056	32,361	19,754	19,203	2,845	4,637	11,722	2.8

(出所) 統計庁『韓国統計月報』1994年3月。

第2表 国民総生産と部門別成長率

(単位: 10億ウォン, %)

	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993 ¹⁾
国民総生産(GNP)								
名目価格	90,598.7	106,024.4	126,230.5	141,794.4	171,488.1	214,239.9	238,704.6	263,860.9
成長率 ²⁾	11.9	12.3	12.0	6.9	9.6	9.1	5.0	5.6
1人当たりGNP(米ドル)	2,505	3,110	4,127	4,994	5,659	6,757	7,007	7,466
国内総生産(GDP)								
名目価格	93,425.8	108,428.3	127,962.7	143,001.4	172,723.8	215,734.4	240,392.2	265,548.1
成長率 ²⁾	11.6	11.5	11.3	6.4	9.5	9.1	5.1	5.5
経済活動別成長率 ³⁾								
農林漁業	4.7	-6.1	8.9	-1.0	-4.6	0.4	6.0	-2.4
非農林漁業	12.7	14.2	11.6	7.3	11.1	10.0	5.0	6.2
(製造業)	19.5	19.5	13.8	4.2	9.7	9.1	5.1	5.0

(注) 1) 暫定。2) 1990年不变価格を基準としている。3) 国民総生産(1990年不变価格)を基準としている。

(出所) 大韓統計協会『主要経済指標』1993年;『1993年国民計定(暫定)』1994年3月;韓国銀行『主要経済指標』1994年5月5日。

第3表 産業構造 (GDP基準)¹⁾

(%)

	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993 ²⁾
国内総生産	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農林漁業	11.5	10.5	10.5	10.1	9.0	7.7	7.4	7.1
鉱工業	32.6	33.0	33.2	31.8	29.3	29.0	28.1	27.4
その他	55.9	56.5	56.3	58.1	61.7	63.3	64.5	65.5

(注) 1) 名目価格を基準としている。 2) 暫定。

(出所) 大韓統計協会『主要経済指標』1993年; 韓国銀行『1993年国民計定(暫定)』。

第4表 農水産部門主要指標

年	食糧作物(精穀) (1,000トン)		10アール当 り米収量 (kg)	漁獲量 (1,000トン)	農家戸数 (1,000戸)	農家人口 (1,000人)	耕地面積 (1,000ha)
	合計	米					
1986	6,774	5,607	454	3,660	1,906	8,180	2,141
1987	6,688	5,493	435	3,332	1,871	7,771	2,143
1988	7,299	6,053	480	3,209	1,826	7,272	2,138
1989	7,160	5,898	469	3,319	1,772	6,786	2,127
1990	6,635	5,606	451	3,275	1,767	6,661	2,109
1991	6,236	5,384	446	2,983	1,702	6,068	2,091
1992	6,206	5,331	461	3,289	1,641	5,707	2,070

(出所) 大韓統計協会『主要経済指標』1993年。

第5表 産業生産活動の動向¹⁾

(指数については1990年=100)

年	産業生産指數				製造業在庫指數	中小製造業生産指數	建設業建築許可面積(1,000m ²)
	総指數	鉱業	製造業	電気・ガス			
加重値	10,000.0	184.5	9,392.9	422.6	9,929.7	1,000.0	
1988	89.0(13.2)	122.7(0)	89.1(13.5)	79.4(15.6)	77.7	—	60,796(26.7)
1989	91.9(3.3)	109.7(-10.6)	91.8(3.0)	87.8(10.6)	91.9	—	88,615(45.8)
1990	100.0(8.8)	100.0(-8.8)	100.0(8.9)	100.0(13.9)	101.6	—	116,419(31.4)
1991	109.6(9.6)	99.8(-0.2)	109.7(9.7)	111.3(11.3)	121.1	107.4	105,184(-9.7)
1992	116.0(5.8)	85.9(-13.3)	116.2(5.9)	124.4(11.8)	129.8	113.4	94,647(-10.0)
1993 ²⁾	121.1(4.4)	79.9(-6.8)	121.1(4.2)	139.2(11.9)	132.8	116.3	117,790(24.5)

(注) 1)かっこ内は対前年増加率(%)。2)暫定。

(出所) 統計庁『韓国統計月報』1994年3月。

第6表 交通・通信、住宅・保健

年	高速道路 (km)	鉄道延長 (km)	自動車台数 (1,000台)	上水道普及率 (%)	住宅普及率 (%)	人口10万人当 り病床数(台)
1986	1,415.4	6,324	1,309.4	68.6	69.7	194.0
1987	1,539.0	6,340	1,611.4	71.0	69.2	205.0
1988	1,550.4	6,456	2,035.4	74.1	69.4	214.8
1989	1,551.5	6,437	2,660.2	77.7	70.9	221.1
1990	1,550.7	6,435	3,394.8	78.5	72.1	232.9
1991	1,597.4	6,462	4,247.8	80.1	74.2	247.8
1992	1,599.7	6,496	5,230.9	—	76.0	—

(出所) 大韓統計協会『主要経済指標』1993年。

第7表 主要製造業製品生産

年	小麦粉 (1,000 t)	精 糖 (1,000 t)	ビール (1,000 kℓ)	紡毛糸 (t)	ニット内衣 (100万枚)	綿織物 (100万 m ²)	短 靴 (1,000足)	合 板 (1,000 m ³)	新聞用紙 (1,000 t)
1988	1,692	910	1,031	33,508	350	623	10,095	1,186	378
1989	1,614	976	1,211	32,067	362	648	13,283	1,032	443
1990	1,616	1,008	1,304	28,661	344	620	15,975	1,123	532
1991	1,564	999	1,593	35,496	365	608	19,326	1,099	569
1992	1,553	1,077	1,567	37,905	385	483	19,253	991	602
1993	1,554	1,038	1,525	37,903	315	480	12,534	820	742
年	ガソリン (1,000 kℓ)	灯 油 (1,000 kℓ)	ナフサ (1,000 kℓ)	バンカー C 油 (1,000 kℓ)	自動車 タイヤ (1,000本)	運動靴 (10億ウォン)	板ガラス (1,000箱)	セメント (1,000 t)	銑 鉄 (1,000 t)
1988	2,165	1,688	3,805	13,437	28,115	2,235	9,886	29,611	12,578
1989	2,911	2,092	3,932	15,950	23,761	1,911	11,594	30,821	14,949
1990	3,813	2,206	4,718	15,681	22,254	2,426	12,341	33,914	15,334
1991	4,597	2,309	6,628	22,647	33,710	2,333	16,495	39,167	18,546
1992	5,476	4,124	11,422	27,918	38,120	2,017	18,529	44,444	19,238
1993	7,148	5,008	12,368	29,174	42,285	1,422	20,326	47,313	21,870
年	棒 鋼 (1,000 t)	冷蔵庫 (1,000台)	N C 旋盤 (台)	電子計算機 (1,000台)	V C R (1,000台)	カラーテレビ (1,000台)	洗濯機 (1,000台)	電子レンジ (1,000台)	乗用車 (1,000台)
1988	868	3,931	1,424	4,151	8,683	10,431	1,903	10,311	868
1989	818	2,803	1,780	2,182	9,098	11,581	1,864	9,332	846
1990	1,011	2,827	2,119	1,958	8,305	12,893	2,163	6,061	958
1991	1,224	3,228	2,423	1,426	9,336	13,449	2,157	7,174	1,120
1992	1,072	3,296	1,897	1,304	9,352	14,992	1,896	7,172	1,259
1993	1,294	3,585	3,104	894	10,416	15,375	2,199	8,279	1,528

(出所) 統計庁「韓国統計月報」1993年2月; 1994年3月。

第8表 物価と賃金水準

(1990年=100)

年	生産者物価指數					全都市消費者物価指數				月平均 賃金*
	総指數	(対前年 比%)	農林水産品	鉱 産 品	工業製品	総指數	(対前年 比%)	食 料 品	食 料 品 以 外	
加重値	1,000.0		105.1	14.3	850.7	1,000.0		324.9	675.1	(ウォン)
1987	92.1	(0.4)	72.8	92.5	95.7	81.3	(3.0)	77.1	84.1	328,696
1988	94.6	(2.7)	84.6	96.0	96.3	87.1	(7.1)	85.0	88.5	393,056
1989	96.0	(1.5)	87.5	98.0	97.7	92.1	(5.7)	90.9	92.9	491,632
1990	100.0	(4.2)	100.0	100.0	100.0	100.0	(8.6)	100.0	100.0	590,760
1991	104.7	(4.7)	111.9	105.4	103.9	109.3	(9.3)	112.4	107.9	690,310
1992	107.0	(2.2)	115.7	106.2	105.9	116.1	(6.2)	119.3	114.6	798,548
1993	108.6	(1.5)	117.7	106.2	107.5	121.7	(4.8)	123.8	120.7	885,398

(注) *製造業常雇従業員給与額。

(出所) 韓国銀行「調査統計月報」1994年3月; 韓国銀行「主要経済指標」1994年5月5日。

第9表 労働生産性指数、賃金指數、賃金コスト推移

(1990年=100)

年	労働生産性(A)	名目賃金(B)	実質賃金	賃金コスト($\frac{B}{A} \times 100$)
1987	74.7 (7.6)	60.2(10.3)	74.0(6.8)	80.6
1988	82.5 (10.4)	69.5(15.4)	79.8(7.8)	84.2
1989	88.7 (7.5)	84.2(21.2)	91.4(14.5)	94.9
1990	100.0 (12.7)	100.0(18.8)	100.0(9.4)	100.0
1991	113.3 (13.3)	117.5(17.5)	107.5(7.5)	103.7
1992	124.8*(10.2)	135.3(15.1)	116.6(8.5)	108.4

(注) かっこ内は対前年増加率(%)。*暫定。

(出所) 労働生産性は統計庁『韓国統計月報』1994年3月、賃金は大韓統計協会『主要経済指標』1993年による。

第10表 全都市労働者・農家家計収支

年	全都市労働者家計(月平均、1,000ウォン)			農家家計(年間、ウォン)			
	総収入	総支出	期末現金残高	総所得	(農業所得)	支出	収支差
1987	833.4	831.1	111.6	6,535,314	(4,016,013)	5,316,183	1,219,131
1988	1,008.0	1,003.1	137.6	8,129,615	(4,911,820)	6,177,571	1,952,044
1989	1,348.7	1,349.2	152.9	9,436,669	(5,616,147)	7,262,192	2,174,477
1990	1,608.1	1,609.5	190.8	11,025,781	(6,263,889)	8,547,304	2,478,477
1991	1,920.3	1,920.5	232.6	13,105,046	(7,034,788)	9,797,234	3,307,812
1992	2,355.0	2,335.3	270.6	14,505,454	(7,356,220)	10,393,763	4,111,691

(出所) 韓国銀行『調査統計月報』1993年2月。

第11表 中央政府歳入・歳出

(単位:10億ウォン)

会計年度	1988	1989	1990	1991	1992*	1993*
歳入(A)	23,948.3	28,847.9	34,538.3	39,328.5	46,266.6	53,127.9
租税合計	19,483.0	21,422.8	27,005.1	29,743.6	34,525.3	38,332.1
内国税	12,545.1	15,211.0	19,134.2	24,029.8	30,099.1	34,178.2
関税	2,573.3	2,099.1	2,774.5	3,435.3	3,153.4	2,885.9
防衛税	2,978.4	3,614.7	4,575.1	1,462.5	329.7	269.1
教育税	512.3	423.4	521.3	816.0	943.2	998.3
専売益金	874.0	74.6	—	—	—	—
政府企業						
収入純計	331.5	408.3	590.5	810.2	1,042.2	902.3
その他歳入	4,133.9	7,016.8	6,942.7	8,774.7	10,699.1	13,893.6
歳出および貸与金純計(B)	21,249.9	28,404.1	33,783.3	41,035.2	46,955.1	52,893.1
歳出合計	21,323.3	28,367.1	33,836.9	40,996.8	46,960.4	52,869.7
国防費	5,572.1	6,147.4	6,854.0	8,012.0	8,770.8	9,308.1
一般経費	11,241.9	14,703.7	18,973.0	22,319.5	23,682.6	26,951.1
固定資本形成	1,540.5	2,032.5	2,401.0	2,048.8	2,821.4	2,889.1
その他歳出	2,968.9	5,483.5	5,609.0	8,616.6	11,685.6	13,721.3
貸与金純計	-73.4	37.0	-53.6	38.4	-5.3	23.3
収支差(A)-(B)	2,698.4	443.8	754.9	-1,706.7	-688.5	234.9
補填財源	純借入 国債発行	-1,517.5 1,195.8	-843.5 1,753.9	-1,113.9 756.1	-373.9 205.0	— -81.0
						141.1

(注) *暫定。

(出所) 韓国銀行『調査統計月報』1994年3月。

第12表 主要品目別輸出

(単位:100万ドル)

総額	1988	1989	1990	1991	1992	1993
	60,696.4	62,377.2	65,015.7	71,870.1	76,631.5	82,235.9
食料・直接消費財	2,621.3	2,465.8	2,290.0	2,408.5	2,347.4	2,288.3
原 料・燃 料	1,402.2	1,666.4	1,719.0	2,658.0	3,170.7	3,470.2
石 油 製 品	558.5	651.1	654.1	1,469.6	1,684.3	1,811.0
軽 工 業 製 品	23,937.0	24,782.8	25,147.3	25,304.6	24,828.4	24,076.8
織 綿 製 品	13,460.6	14,427.2	13,938.2	14,722.4	15,007.9	15,125.3
タ イ ヤ・チ ュ ー ブ	780.8	760.3	872.9	898.0	1,053.3	1,132.0
旅 行 用 具	1,088.7	1,124.1	1,096.4	1,035.3	893.7	795.4
運 動 用 具	408.9	367.4	359.5	412.2	435.1	361.9
は き も の 類	3,407.1	3,219.4	4,023.5	3,575.3	2,910.8	2,027.4
玩 具	1,040.1	933.1	774.9	668.4	479.0	330.9
重 化 学 工 業 製 品	32,735.8	33,462.3	35,859.4	41,499.1	46,285.1	52,400.5
化 学 工 業 製 品	1,221.0	1,338.6	1,743.1	2,354.3	3,455.7	3,791.9
金 属 製 品	5,377.0	5,763.4	5,662.5	5,988.8	7,019.8	8,045.6
機 械 類	5,169.4	5,625.1	6,055.8	7,002.0	7,550.2	8,654.4
(事務用機器)	2,523.4	2,727.9	2,658.0	2,879.8	3,046.7	3,414.3
(一般機械)	1,808.7	1,877.3	2,229.3	2,775.0	3,071.0	3,629.1
電 子 製 品	8,332.4	9,149.7	10,233.4	11,603.9	12,773.5	13,464.0
(テ レ ピ)	1,416.8	1,355.4	1,495.9	1,604.4	1,489.2	1,417.2
(超小型電子回路)	2,919.1	3,763.3	4,262.1	5,357.7	6,445.5	6,658.3
鉄 道 車 輛	768.7	1,070.6	1,084.0	948.9	1,192.0	698.8
自 動 車 車	3,594.2	2,324.2	2,157.4	2,573.7	3,146.9	4,858.8
船 舶	1,759.8	1,788.5	2,800.6	4,129.2	4,112.8	4,060.6
テープレコーダー・VTR	1,766.0	1,633.4	1,409.4	1,571.7	1,504.2	1,600.9

(出所) 韓国銀行『国際收支』1994年1月。

第13表 主要品目別輸入

(単位:100万ドル)

総額	1988	1989	1990	1991	1992	1993
	51,810.6	61,464.8	69,843.7	81,524.9	81,775.3	83,800.1
食料・消費財	4,900.7	6,125.0	6,739.4	8,075.3	8,574.5	8,779.5
工 業 用 原 料・燃 料	27,876.5	32,969.5	37,653.0	43,357.3	42,620.0	44,417.0
燃 料	5,999.7	7,612.0	11,000.6	12,757.2	14,651.0	15,055.9
(原 油)	3,687.7	4,932.6	6,385.9	8,133.5	9,548.4	9,150.9
(石炭・コークス)	1,165.5	1,306.5	1,288.3	1,599.9	1,616.0	1,732.8
金 属 鉱	2,283.6	2,900.7	2,782.2	3,134.8	2,749.9	3,112.5
軽 工 業 原 料	4,721.3	5,026.5	5,222.4	5,092.4	4,835.7	5,011.5
化 学 製 品	4,249.2	4,818.0	4,947.6	5,468.9	5,124.0	5,513.4
鐵 鋼 材	2,426.5	3,229.0	3,360.7	4,695.7	3,385.1	3,246.5
非 鉄 金 属	1,721.9	1,941.3	1,951.0	2,180.6	2,068.0	2,287.2
資 本 財	19,033.4	22,370.3	25,451.3	30,092.3	30,580.7	30,603.7
機 械 類	7,903.8	10,126.7	11,809.9	14,039.4	13,245.1	12,772.3
電 気・電 子	7,175.9	7,765.8	8,539.7	9,995.5	10,748.4	11,141.0
精 密 機 器	1,105.2	1,481.1	1,621.9	1,966.5	1,930.4	2,291.1
輸 送 装 備	1,845.0	1,880.9	2,205.3	2,537.8	3,078.6	2,883.8
(船 舶)	219.1	405.8	747.1	212.2	766.4	718.8
(航 空 機)	1,425.4	1,211.8	1,048.2	1,807.5	1,909.4	1,833.5

(出所) 韓国銀行『国際收支』1994年1月。

第14表 主要国別輸出

(単位:100万ドル)

		1988	1989	1990	1991	1992	1993
アメリカ	21,404.1	20,639.0	19,360.0	18,559.3	18,090.0	18,137.6	
カナダ	1,692.3	1,882.3	1,730.8	1,672.9	1,608.3	1,374.0	
日本	12,004.1	13,456.8	12,637.9	12,355.8	11,599.5	11,564.4	
オーストラリア	864.8	1,004.9	956.0	990.0	1,094.5	1,184.7	
E C 12カ国	8,131.8	7,393.6	8,843.6	9,728.4	9,254.7	9,415.2	
フランス	1,069.9	894.0	1,118.9	1,127.9	980.9	890.1	
ドイツ	2,367.8	2,137.2	2,849.2	3,192.4	2,877.0	3,592.8	
イタリア	732.8	680.5	750.0	837.9	869.2	605.1	
オランダ	824.9	755.8	964.9	1,168.5	1,014.3	950.0	
イギリス	1,950.9	1,861.3	1,750.4	1,767.5	1,829.7	1,661.1	
台湾	954.4	1,308.2	1,248.6	1,609.0	2,262.3	2,296.3	
香港	3,560.9	3,374.6	3,779.9	4,769.0	5,909.0	6,430.8	
インドネシア	402.1	666.8	1,078.6	1,349.1	1,934.7	2,094.8	
マレーシア	410.6	542.8	708.4	1,037.2	1,135.9	1,430.0	
シンガポール	1,355.3	1,532.4	1,804.6	2,701.9	3,221.8	3,109.5	
タイ	537.3	752.0	968.9	1,336.8	1,532.3	1,760.6	
クウェート	341.8	210.1	113.0	392.6	300.2	107.2	
サウジアラビア	1,130.3	814.8	739.7	980.3	940.8	944.0	
パナマ	567.1	461.5	547.2	624.1	1,841.6	1,081.3	
中国	372.3	437.4	584.9	1,002.5	2,653.6	5,150.9	

(出所) 韓国銀行『調査統計月報』1994年3月; 韓国銀行『国際収支』1994年1月。中国は韓国貿易協会資料による。

第15表 主要国別輸入

(単位:100万ドル)

		1988	1989	1990	1991	1992	1993
アメリカ	12,756.7	15,910.7	16,942.5	18,894.4	18,287.3	17,928.2	
カナダ	1,196.8	1,680.1	1,465.4	1,906.9	1,573.8	1,695.1	
日本	15,928.8	17,448.6	18,573.9	21,120.2	19,457.7	20,015.5	
オーストラリア	1,797.4	2,243.1	2,589.1	3,009.4	3,085.8	3,346.7	
E C 12カ国	6,042.0	6,492.2	8,410.3	9,879.3	9,610.0	10,170.2	
フランス	1,134.9	879.2	1,223.2	1,421.8	1,380.4	1,484.7	
ドイツ	2,074.0	2,623.6	3,283.5	3,698.3	3,742.5	3,954.7	
イタリア	637.6	853.7	1,170.4	1,431.1	1,348.4	1,397.6	
オランダ	510.7	386.0	479.1	583.1	628.6	770.2	
イギリス	914.5	923.4	1,226.1	1,558.9	1,355.2	1,401.0	
台湾	1,071.3	1,328.4	1,451.9	1,514.7	1,315.2	1,407.1	
香港	555.8	581.6	613.9	773.4	794.0	934.8	
インドネシア	905.3	1,135.2	1,600.3	2,051.8	2,292.0	2,588.4	
マレーシア	1,331.4	1,503.3	1,586.0	1,869.0	1,758.2	1,946.5	
シンガポール	566.2	640.8	896.7	1,029.8	1,788.4	1,540.0	
タイ	264.4	416.4	463.9	561.7	637.8	538.5	
クウェート	205.8	381.7	497.7	38.8	340.6	713.5	
サウジアラビア	837.5	1,041.8	1,724.9	3,268.6	3,797.4	3,734.7	
パナマ	86.4	46.8	98.3	16.2	370.1	278.9	
中国	1,386.7	1,704.5	2,268.1	3,440.5	3,724.9	3,928.7	

(出所) 第14表に同じ。

第16表 國際収支

(単位：100万ドル)

	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993 ^{b)}
経 常 収 支	9,853.9	14,160.7	5,054.6	-2,179.4	-8,727.7	-4,528.5	450.3
貿 易 収 支	7,659.0	11,445.4	4,597.2	-2,003.6	-6,979.8	-2,146.4	2,077.6
輸 出 ²⁾	46,243.8	59,648.2	61,408.7	63,123.6	69,581.5	75,169.4	81,023.9
輸 入 ²⁾	38,584.8	48,202.8	56,811.5	65,127.2	76,561.3	77,315.8	78,946.3
貿 易 外 収 支	977.4	1,267.2	210.8	-450.6	-1,595.5	-2,614.3	-2,339.7
受 取	10,010.0	11,251.9	12,641.6	14,268.6	15,529.4	16,010.2	17,857.8
支 払	9,032.6	9,984.7	12,430.8	14,719.2	17,124.9	18,624.5	20,197.5
移 転 収 支	1,217.5	1,448.1	246.6	274.8	-152.4	232.2	712.4
長期資本収支 ³⁾	-5,835.8	-2,732.8	-3,362.5	547.5	4,185.8	7,232.7	8,799.9
負 債	-5,517.1	-2,354.8	-1,958.0	1,311.4	5,708.8	6,655.7	9,619.7
資 産 (増 減)	-318.7	-378.0	-1,404.5	-763.9	-1,523.0	577.0	-819.8
基 礎 収 支	4,018.1	11,427.9	1,692.1	-1,631.9	-4,541.9	2,704.2	9,250.2
短期資本収支	-7.0	1,336.3	60.3	3,333.7	41.2	1,109.9	-2,048.5
誤 差 ・ 脱 漏	1,191.0	-589.0	700.7	-1,975.7	759.9	1,084.0	-746.2
総 合 収 支	5,202.1	12,175.2	2,453.1	-273.9	-3,740.8	4,898.1	6,455.5
金 融 勘 定	-5,202.1	-12,175.2	-2,453.1	273.9	3,740.8	-4,898.1	-6,455.5
負 債	-4,008.7	-1,320.0	966.3	1,486.6	8,429.8	1,947.4	690.2
資 産 (増 減)	-1,193.4	-10,855.2	-3,419.4	-1,212.7	-4,689.0	-6,845.5	-7,145.7

(注) 1) 暫定。2) 通関金額を国際収支基準に調整、その評価はすべてFOB基準。3) 長短期の区分は償還期間1年が基準。

(出所) 韓国銀行『国際収支』1994年1月。

第17表 対外債務

(単位：100万ドル)

	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
対外債務残高	44,510	35,568	31,150	29,372	31,699	39,135	42,637
対外純債務	32,502	22,412	7,276	3,011	6,370	11,949	10,930

(出所) 経済企画院『韓国経済指標』1993年第4四半期；統計庁『韓国経済指標』1994年第1四半期。

第18表 金融関係主要指標

年	平均 残高				市中銀行定期預金金利* (%,年末)	市中銀行一般貸出金利 (%,年末)	手形不渡率 (%)	
	M ₂ (10億ウォン)	対前年 増加率(%)	総預金 (10億ウォン)	対前年 増加率(%)			全 国	ソウル
1987	36,119.6	18.8	36,460.2	22.5	10.0	10.0~11.5	0.09	0.06
1988	42,893.0	18.8	46,416.8	27.3	10.0	11.0~13.0	0.04	0.03
1989	50,793.1	18.4	53,939.0	16.2	10.0	10.0~12.5	0.04	0.02
1990	61,576.1	21.2	64,711.9	20.0	10.0	10.0~12.5	0.04	0.02
1991	73,024.0	18.6	77,533.4	19.8	10.0	10.0~12.5	0.06	0.04
1992	86,491.7	18.4	87,043.0	12.3	10.0	10.0~12.5	0.12	0.07
1993	102,578.6	18.6	98,378.1	13.0	8.5	8.5~12.0	0.13	0.07

(注) * 1年以上の定期預金金利。ただし1988年12月5日からは1年以上2年未満の定期預金金利。

(出所) 韓国銀行「主要経済指標」1994年5月5日。

第19表 証券関係主要指標

年		1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
取引額 ¹⁾ (10億ウォン)	株式 債券	9,598.1 3,166.9	20,493.9 7,238.3	58,120.6 8,545.3	81,199.6 5,149.1	53,454.5 3,250.3	62,564.9 2,097.8	90,624.4 605.0	169,918.1 5.5
社債流通利回り(%)		12.8	12.8	14.5	15.2	16.4	18.8	17.1	14.1
株価指数 ²⁾		227.8	417.6	693.1	918.6	747.0	657.1	587.2	728.2

(注) 1) 年間の取引額。2) 1980年1月4日=100。年平均。

(出所) 韓国銀行「主要経済指標」1994年5月5日。

第20表 「新経済5カ年計画」マクロ指標展望

	単位	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	93~98平均
国民総生産	名目、兆ウォン	206.7	229.9	256.7	289.5	325.3	364.3	405.8	450.5	11.9
	実質、兆ウォン*	141.6	148.3	157.1	168.3	180.4	193.2	206.8	221.2	—
	(成長率、%)	(8.4)	(4.7)	(6.0)	(7.1)	(7.2)	(7.1)	(7.0)	(7.0)	(6.9)
	名目、億ドル	2,817	2,945	3,219	3,643	4,189	4,849	5,616	6,480	14.0
1人当たり	ドル	6,518	6,749	7,306	8,196	9,339	10,716	12,305	14,076	13.0
国民総生産										
国内貯蓄率	名目、%	36.3	34.9	34.7	35.4	35.6	36.2	36.8	37.5	36.0
国内総投資率	名目、%	39.2	36.1	35.1	35.4	35.4	35.8	36.2	36.7	35.8
消費者物価上昇率	%	9.3	6.2	4.9	4.3	3.7	3.6	3.2	2.9	3.7
生産者物価上昇率	%	4.7	2.2	1.8	1.8	1.7	1.6	1.5	1.4	1.6
GDPデフレーター	%	11.2	6.3	5.3	5.3	4.8	4.5	4.1	3.8	4.6
経常収支	億ドル	-87	-45	-14	0	9	21	37	53	—
貿易収支	億ドル	-70	-21	10	25	35	48	65	82	—
輸出	億ドル	696	752	823	901	993	1,101	1,226	1,363	—
	(増加率、%)	(10.2)	(7.9)	(9.5)	(9.5)	(10.2)	(10.9)	(11.3)	(11.2)	(10.4)
輸入	億ドル	766	773	813	876	958	1,053	1,161	1,281	—
	(増加率、%)	(17.5)	(1.0)	(5.1)	(7.8)	(9.3)	(9.9)	(10.2)	(10.3)	(8.8)
純対外資産	億ドル	-119	-111	-109	-105	-90	-60	-10	60	

(注) * 1985年価格基準。

(出所) 経済企画院「新経済5カ年計画93~97」1993年9月。